

本日の会議に付した事件

平成29年第1回山元町議会定例会（第4日目）

平成29年3月9日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第 7号 山元町町税条例等の一部を改正する条例
日程第 3 議案第 8号 山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 9号 山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第15号 平成28年度山元町一般会計補正予算（第5号）
日程第 6 議案第21号 平成29年度山元町一般会計予算
日程第 7 議案第22号 平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 8 議案第23号 平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9 議案第24号 平成29年度山元町介護保険事業特別会計予算
日程第10 議案第25号 平成29年度山元町水道事業会計予算
日程第11 議案第26号 平成29年度山元町下水道事業会計予算

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第1回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、5番伊藤貞悦君、6番岩佐秀一君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、議員2名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）ここで、執行部から3月7日の本会議、橋元伸一議員の一般質問の回答の中で、一部誤りがあり修正の申し出がありましたので、これを許可します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。去る3月7日開催の議会本会議、橋元伸一議員の一般質問におきまして、一部誤った答弁がありましたので、ここで訂正をさせていただきたいというふうに存じます。

議員からのご質問の大綱第1、今後のまちづくり復興計画のあり方についての4点目、

駅前駐車場の月決め駐車など利用状況の見直しに関する答弁におきまして、駅前駐車場の条例の提案時期を、私、12月議会定例会と答弁いたしておりましたが、正しくはその前の9月に開催された28回の第3回議会定例会でございましたので、訂正しておわび申し上げます。

議長（阿部 均君）これで終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第7号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第7号山元町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例議案の概要で説明しますので、配布資料No.5をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に公布されたことから、所要の改正を行うものです。

改正内容ですが、第1条において、山元町町税条例の一部を改正し、個人町民税に係る住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン減税の適用期限を延長するもので、所得税と同様に控除対象期限を平成41年度までから平成43年度までに、対象となる家屋の居住年の期限を平成31年度までから平成33年度までにそれぞれ延長するもの、済みません。訂正します。居住年の期限を平成31年までからを、平成33年までにそれぞれ延長するものです。

次に、第2条では、山元町町条例等の一部を改正する条例、平成28年山元町条例第12号の一部を改正するものです。こちらにつきましては、昨年3月末に法人町民税の税率の改正と軽自動車税の種別割の変更や自動車取得税廃止に伴います軽自動車税の環境性能割の導入を、本年4月1日から施行するため、地方税法の一部改正にあわせ条例の一部改正を行いました。これらの改正は、消費税が本年4月1日から引き上げることが前提としていたため、消費税の引き上げ時期が2年6カ月延期されたことに伴い、昨年11月28日に地方税法等の一部が改正されたものです。

このことから、未施行であります法人町民税の税率の改正と軽自動車税種別割、環境性能割に関する規定につきまして、2年6カ月延長し、消費税率が引き上げとなる平成31年10月1日から施行するため改正するものです。

裏面をご覧ください。

こちらが昨年の第2回議会臨時会に配布させていただきました資料の写しになりますが、太枠で囲んだ部分につきまして施行期日を延期するものです。

表にお戻り願います。

施行日ですが、公布の日から施行するものです。

以上が山元町町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第7号山元町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第8号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元の配布資料No.6、条例議案の概要により説明をさせていただきます。お手元にご準備願います。

改正理由については介護保険法が改正され、地域密着型通所介護が施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容についてですが、指定地域密着型サービスに該当する各種サービス等に関する基本方針に、地域密着型通所介護の基本方針を追加するものであります。

なお、こちら参考として記載しておりますが、小規模な介護サービスについては、そのほとんどが地域密着型サービスとして平成25年4月から施行されてきておりましたが、介護サービスのうち、通所介護事業所、いわゆるデイサービスと言われているサービスのうち、小規模なデイサービスの事業所の施行が28年4月施行とされていたことから、今回追加の改正を行うものであります。

施行月日は公布の日とさせていただきたいと思っております。

以上、議案第8号、こちら条例の一部改正条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今回の改正ということなのですが、ちょっと個人的によく理解できなかったんですけども、この基本方針の追加をすることによってどのようになるのかという、具体的にお話、説明をお願いしたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。

今回町の条例にこのデイサービスの基本方針を規定することによって、どのような変化があるかということにお答えさせていただきます。

まず、介護サービスの中で地域密着型サービスというのがございます。基本、通常は、

今までは県が指定して国の基準等に沿っていろいろな介護サービスを許可したり指導してきておりました。

この地域密着型サービスというのは、利用者のニーズにきめ細やかに対応するために事業者、例えば山元町に所在する事業者が、山元町の住民のために介護サービスを提供するんだというふうな小規模なサービスについては、もう県とか国の基準じゃなくて、町でしっかり基準なり方針を定めて指導監督していきなさい、また一緒に介護サービスを提供していきなさいというような法改正が以前、ございました。それが25年4月から、ある程度、例えばうちの町ですと、ちっちゃな地域密着型ですとあれですね、ヒラタさんところのグループホームなんかがよくうちの町ですとずっと施行されてきております、25年4月から。

今回デイサービス事業所、町内7カ所、デイサービスと言われている通所介護がありますが、そのうち、今回地域に密着した小規模のデイサービスとして指定を受けるようになるのが7カ所のうち5カ所が地域に、山元町小規模でして地域でサービスを、その方に合ったサービスを提供できるような事業所が変わるようなこととなります。残る2つについては県で支援を続けますが、この変わっていく小規模な5つのデイサービスを町で今度は人員の配置をチェックしたり、あとは運営等を相談して運営状況を確認したりとか町で定め町でやることとなりますので、それに伴う詳細なものをこの条例によって決めていくというふうな変更でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうすると、県とかそういうところじゃなくて、町独自のサービスができるようになるということで理解していいですか。はい、わかりました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この内容につきましては、国の介護保険制度が大きく変わったということから来ている問題だと、あっ、課題だというふうに受けとめているわけですが、今、これまで県で指導していたものがいろいろ町に移譲されたということになるわけですが、その対象が今の話では5カ所、町のほうの体制はどうかということをお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問、町の人員の体制、組織の体制。（「管理体制とか受け入れ態勢」の声あり）管理・監督、指導、あと相談業務については、従来どおりの保健福祉課の保険給付班の担当が行っていくという状況になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。きょうの説明では、今の説明では、その分、町の仕事がふえるというふうに受けとめての質問なんですけど、従来の体制のままでいいんですかという質問です。十分な今度、その事業所とかに、5カ所の指導支援というような説明を受けたわけですが、けれども、これまでの体制で十分なのか。

といいますのは、本来ならば国でこの介護保険制度を責任持って対応しなくちゃならないものを、いろいろ理由つけてどんどんどんどん地方に移譲してきている。そのことによって財政的な面もですし、体制的な面もそうですし、そういうものが十分な対応できるような体制で取り組んでいくことができるのかという非常に心配な懸念するところがあるわけですが、サービスを受ける側としては。という懸念からの確認質問なんですけど、その辺は自信を持って、これまでの体制でも十分自信を持ってやれるんだということによろしいのかどうか、確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに介護保険法が制定されてからですね、議員ご指摘のよう

な機能分担といえますか、執行状況の中でそれぞれ国主導、また一部県ということで、市町村の関係はこれまで過渡期といえますか、一定の期間、様子見的な部分があったわけですが、だんだん制度が浸透する中で、一部の事務については基礎自治体のみずから業務を担うというふうな、そういうふうな形に移行させてきておるわけですので、基礎自治体の事務である我が町としても、その状況に照らし合わせて必要な体制整備をしていかななくてはならないだろうというふうに思います。

ただ、今回の一部改正でもって、例えば業務量が必ずしも1人を宛てがわなくちゃならないかというふうなところの問題もございますので、担当する課、担当する班のほうの全体の業務量を勘案しながら、その時々必要な体制整備に意を用いてまいりたいというふうに考えるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。懸念されることは、そのことによってサービスが後退ということが懸念されるわけですが、そういうことがないように求めて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありません。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、課長から答弁ありました。ちょっと聞き漏らしたんで、町での対応は5カ所という話、ありましたよね。その5カ所というのは、ちょっと内訳、教えていただけますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。ちょっと順不同となりますが、5カ所、ご説明させていただきます、ただいまのご質問で。

まず、1カ所目ですね、医療法人社団松村クリニックさんのほうで行っているさくらデイサービスサービスという、まず1カ所目です。2カ所目が、株式会社えんさんで行っているデイサービスえん、あとこちら3カ所目が特定非営利活動法人ささえ愛山元さんで行っているミニホーム愛広館、「えっ」のあり）、ミニホーム、ささえ愛さんで行っているミニホーム愛広館、真庭にあるところですね。あと4カ所目です。こちらも非営利活動法人にここケアサービスさんのすみれデイサービス、最後になりますが、有限会社介護センター御園のデイサービスセンター御園さんの計5カ所のデイサービスが地域密着型と、御園さん。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第8号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第４．議案第９号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第９号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の３ページ、新旧対照表と配布資料のNo.7、条例議案の概要によりご説明させていただきます。お手元にご準備願います。

初めに、資料No.7、条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由についてですが、東日本大震災で甚大な被害を受けた中浜農業集落排水処理場を廃止するとともに、現在施工中であります磯農業集落排水処理場の災害復旧工事が完成し、平成２９年４月１日に供用開始する見込みであることから、山元町地域下水処理場条例において所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、主な改正内容です。３ページの新旧対照表をご覧ください。

第３条第２項において、中浜農業集落排水処理場を廃止し、磯農業集落排水処理場については、位置を改めるものです。

議案の概要には位置図を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

次に、別表については、中浜農業集落排水処理場の廃止に伴い、処理区域を削除し、磯農業集落排水処理場については、処理区域の縮小に伴い処理区域を一部削除するものです。

また、ＪＲ常磐線の移設工事に合わせ、上平処理区域の一部は坂元処理区域へ変更するものであります。

次の施行期日でございますが、条例の施行日は磯農業集落排水処理場の供用開始日及び中浜農業集落排水処理場の廃止と同日に合わせ、平成２９年４月１日としております。

以上で、議案第９号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）位置関係の説明。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。失礼いたしました。位置関係についての説明をさせていただきます。

議案の概要の２枚目、位置図をご覧ください。

まず、中浜地区農業集落排水処理場（廃止）としております。黄色い色の上に黒く網かけでしているところが完全に廃止となるものです。

次に、磯地区農業集落排水処理場、こちら（縮小）と表示しております。縮小するところは中浜区と同じように黒く網かけしており、南側の黄色く残っている部分が縮小された磯集落排水処理区域となります。

次に、上平区の農業集落排水区域のうち、北側、水色の部分がＪＲ常磐線の移設に伴って上平処理区域から坂元処理区域へ編入するものでございます。

位置図の説明については以上とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第7号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八楯政信君）はい、議長。それでは、議案第15号平成28年度山元町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

議案書とあわせまして補正予算附属資料説明書もお手元のほうにご準備いただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ32億8,944万4,000円を減額し、総額を213億4,271万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうから主なものについてご説明させていただきます。

議案書の15ページをお開き願います。

今回各款のほうにおいて計上しております各種国・県補助金等の返還金がございます。そちらにつきましては精算に係る経費となっておりますので、説明を途中省略させていただきたいと存じます。これら以外の主な補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費につきましては、合わせて66万1,000円計上しております。こちらにつきましてはふるさと納税のお礼の品に関しまして、寄附金額が当初想定を上回る実績となっていることから、お礼の品などに係る経費につきまして増額するものでございます。

次に、第5目財産管理費につきまして合わせて2,723万6,000円計上しております。

まず、使用料及び賃借料でございます。こちら81万5,000円計上しておりますが、こちらは震災後、仮設倉庫として活用してまいりました復興応援センター東側のユニットハウスの解体費を計上するものでございます。

また、その下の積立金2,642万1,000円につきましては、震災復興交付金基

金の増額でございまして、さきの第17回の申請分で認められた経費等を積み立てるものとなっております。

財源といたしましては、国庫補助金が1,517万3,000円、それから土地売り払い収入を1,124万8,000円となっております。

次に、第14目防災行政無線費につきましては、防災行政無線の工事費の一部につきまして復興交付金の活用が見通しがついたため、地方債から財源を変更しているものでございます。

続きまして、第2項徴税费、それから第3項の戸籍住民基本台帳費におきまして、それぞれ14万6,000円計上してございますが、こちらにつきましては、宮城病院周辺地区への入居開始に伴い、必要となります基幹系システムの改修業務に係る経費となっております。

議案書16ページのほうをご覧ください。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費でございまして。社会福祉費、第1目社会福祉総務費につきまして合わせて434万6,000円減額してございます。こちらにつきましては、国民健康保険事業特別会計に対する繰出金につきまして871万6,000円減額してございます。こちらは実績に伴う減額というものでございます。

次に、第2目老人福祉費につきまして109万3,000円減額しております。こちらにつきましては、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の国からの内示に伴い計上するもののほか、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対する繰出金の増減となっております、いずれも実績に伴うものとなっております。

次に、第3目老人福祉施設費につきまして102万3,000円計上してございます。こちらにつきましては、当該施設に係る修繕料につきまして、指定管理協定書に基づきまして負担する経費となっております。

次に、第2項児童福祉費のほうをご覧くださいと思います。第1目児童福祉総務費につきましては、先ほど若干ご説明申し上げました宮城病院地区に対する入居に伴うシステム改修業務及び基金の預金利子の積立となっております。

次に、第2目児童措置費につきまして財源更正を行ってございます。こちらにつきましては、例年、宝くじ交付金が交付されてございまして、それを子ども医療費助成制度に財源充当するものでございまして、諸収入として273万8,000円を増額するものでございます。

次に、第5目児童福祉施設費につきまして300万円の減額を行っております。こちらにつきましては、児童遊園遊具の再設置等につきまして、引き続き調整が必要であるということで減額を行うものでございます。

次に、第7目児童館費につきまして528万円減額してございます。こちらは芝の管理ですとか、器械警備など各種業務委託及び備品購入等に係る請け差を実績に基づきまして減額するものでございます。

議案書の17ページをお開き願います。

第3項災害救助費第1目災害救助費でございまして。こちらにつきましては、災害障害見舞金の減額、災害救助費等の返還金となっており、いずれも実績に伴うものでございます。

続いて、第4款衛生費第1項保健衛生費でございまして。第9目上水道管理費につま

して1,638万3,000円減額しております。こちらにつきましては、繰り出し基準に基づきまして水道事業会計に対する繰り出しを減額するものでございます。

次に、第10目放射能除染対策費につきまして753万9,000円減額しております。こちらにつきましては、除染の実施対象が見込みを大幅に下回ったことから減額するものとなっております。

議案書18ページのほうをご覧ください。

第12目上水道復興推進費につきまして553万2,000円減額しております。こちらにつきましては、東部地区の残管処理等に要する経費でございますが、残管処理を農地整備事業のほうで行ったことに伴いまして、減額するというものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第2目農業総務費につきましては、こちら県補助金を財源充当したことによりまして財源更正を行っているものでございます。

次に、第5目農地費につきまして1,800万円減額しております。こちらにつきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払い交付金の事業費の確定に伴いまして減額するものでございます。

次に、第6目食糧需給総合対策費につきまして91万1,000円減額しております。こちらにつきましても、地域水田農業推進協議会事業補助金の事業費の確定に伴いまして減額するものとなっております。

次に、第9目農業復興推進費につきましては、6次産業化ネットワーク活動交付金によりまして実施する事業の内容の確定に伴いまして、交付金の交付元が変更となったことから財源更正を行っているものでございます。

次に、第10目農地復興推進費につきまして2億8,892万円を計上しております。こちらにつきましては、県が事業主体となり実施しております農山漁村地域復興基盤総合整備事業につきまして、山元東部地区の施行内容が増加されたことなどに伴い、町負担金を増額するものでございます。

続きまして、第7款商工費第1項商工費でございます。第4目商工復興推進費につきまして3,400万円減額しております。こちらには、新市街地商業施設用地において、事業を再開する事業者に対する地域町なか商業活性化支援事業補助金が確定したことに伴い、減額するものでございます。

19ページをお開き願います。

第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第1目道路維持費につきまして800万円減額してございます。こちらにつきましては、歓迎塔の整備工事を予定しておりましたが、デザインの意匠等について、引き続き調整が必要であることから減額するというものでございます。

次に、第3目道路橋梁復興推進費につきまして、合わせて2億1,890万9,000円減額しております。こちらにつきましては、山下花釜線の用地取得費及び上平磯線、山下花釜線の道路改良工事費となっております。

まず、山下花釜線につきましては、今年度分の執行見込み額が確定したことから、予算を減額し、翌年度に組み替えを行うもの、次に、上平磯線につきましては、他事業との調整に時間を要したため、年度内に工事執行ができない見通しとなったことから予算を減額し、翌年度に組み替えを行うものでございます。

続きまして、第4項住宅費でございます。第3目公営住宅建築事業費につきまして2億7,862万1,000円計上しております。こちらにつきましては、宮城病院地区市街地の事業ごとの面積確定に伴いまして、第17回申請で復興庁と費用案文方法の協議が整いましたことから、予算の組み替えが生じ増額を行うものでございます。

続きまして、第5項下水道費でございます。第1目下水道管理費につきまして144万9,000円減額しております。こちらは繰り出し基準に基づきまして下水道事業会計に対する繰出金を減額するものでございます。

続きまして、第6項都市計画費でございます。第2目施設管理費につきまして3,000万円減額しております。こちらは宮城病院周辺地区の除草等の施設管理業務が不用となったことから減額を行うものでございます。

議案書の20ページのほうをご覧くださいと思います。

第3目都市計画復興推進費につきまして合わせて32億2,570万6,000円減額しております。

まず、工事請負費でございますが、津波復興拠点整備事業につきまして6億2,991万円を減額しております。内容といたしましては、山下地区地域交流センターにつきまして、工事進捗率が当初見込んでいた5割を超えないことが判明したことから、中間前払い分を平成29年度に組み替えるものであり、また入札請け差をあわせて減額するものでございます。

その下の記載でございます。災害用トイレ設置事業につきましても同様の理由で333万3,000円を減額しております。

次に、公有財産購入費でございます。まず、防災集団移転促進事業に係る用地購入につきましては、他事業との調整に時間を要し、想定どおりに進まなかったことから4億7,991万6,000円を減額するものでございます。

その下でございます。津波復興拠点整備事業に係る用地購入につきましては、新坂元駅周辺地区市街地において、国からの払い下げが完了したことに伴いまして、915万7,000円減額するものでございます。

次に、負担金補助及び交付金でございます。

まず、防災集団移転促進事業及び崖地近接等危険住宅移転事業でございます。こちらは町独自支援策でございます実費補助との兼ね合いですとか、移転時期の関係から、申請実績が見込みを下回ったため、減額するものでございます。補正額につきましては、防災集団移転促進事業が2億6,921万4,000円の減額、崖地近接等危険住宅移転事業が2,660万円の減となっております。

その下の住宅かさ上げ助成金でございます。こちらにつきましても実績を精査いたしまして、今年度支給分を除き918万4,000円減額するものでございます。

その下の津波被災住宅再建支援事業でございます。こちらにつきましては、移転費補助を初めとする町独自の支援策でございますが、今年度実績分を除きまして17億9,772万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、第9款消防費第1項消防費でございます。

第4目災害対策費につきまして69万7,000円計上しております。こちらはりんごラジオに設置されておりますJ-ALERT設備の撤去に係る経費となっております。

続いて、第10款教育費第2項小学校費でございます。

第1目学校管理費につきまして119万4,000円減額しております。こちらは山下第二小学校の下水道受益者負担金となっておりますが、平成29年度での支払いとなったことから減額を行っているものでございます。

議案書の21ページをお開き願います。

第5項社会教育復興推進費でございます。第7目社会復興教育推進費につきまして合わせて2,557万1,000円減額しております。こちらにつきましては、補正予算の附属資料説明書のほうに基づきましてご説明申し上げたいと思います。

資料の15ページをお開き願います。

こちら内容といたしましては、震災復興計画に基づく事業予定地内の埋蔵文化財の発掘調査につきまして、事業計画の変更等により調査を実施できなかったことから、記載の金額につきまして費用を減額するものとなっております。

続きまして、第11款災害復旧費第3項文教施設災害復旧費でございます。第1目公立学校施設災害復旧費につきまして2億8,595万2,000円減額しております。こちらは山下第二小学校新築復旧事業の完了に伴う減額というものでございます。

議案書の22ページのほうになります。

歳出予算の最後になります。

第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目災害援護貸付金につきまして、貸付金を730万円増額しております。こちらは繰り上げ償還額が当初見込みを大きく上回るため増額を行うものとなっております。

以上が歳出予算の主な内容となっております。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては震災復興特別交付税を3億1,574万1,000円減額しております。こちらは震災復興交付金事業に係る減額に伴うものとなっております。

次に、第13款使用料及び手数料でございます。こちら60万7,000円増額しております。こちらは防災集団移転促進事業で買い取りを行った土地に係る貸し付け収入でございます。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算のほうでご説明させていただいた内容となっております。

次に、議案書の12ページでございます。下のほうになりますが、第16款財産収入でございます。利子及び配当金の説明は割愛させていただきまして、不動産の売り払い収入を1,236万8,000円計上しております。

議案書の13ページのほうになります。不動産売り払い収入として1,236万8,000円計上しております。こちらは新市街地の商業区画等の町有地を売却したのとなっております。

次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附金の実績見込み分93万円につきまして増額しているというものでございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございます。こちらにつきましては、今回の最終的な財源調整の結果、約1億4,

000万円を取り崩しを減額しております。

その下の震災復興交付金基金震災復興基金につきましては、復興関連事業の進捗に伴いまして今年度の取り崩しを減額しているものでございます。

その下の子育て支援基金につきましては、歳出のほうでご説明申し上げました児童遊園の遊具の撤去工事に係る不用額分について取り崩し額を減額するというものでございます。

次に、第20款諸収入でございます。議案書の14ページのほうでございます。こちらにつきましては、自立支援医療給付費負担金並びに互理名取共立衛生処理組合新ごみ処理施設建設に係る震災復興特別交付税の精算等によりまして、合わせて5,360万円を計上するというものでございます。

最後の第21款町債につきましては、最後の地方債の補正のほうでご説明申し上げますので省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容となっております。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

ご覧のとおり、29年度に繰り越す事業を表のとおり計上してございます。全て合わせますと25事業となりまして、金額といたしましては37億円余りとなっております。

昨年度と比較いたしますと、新市街地整備が完了したことなどに伴いまして、事業数で5事業、金額的には約100億円程度の減額となっております。

それでは、こちらの主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、総務費総務管理費の山元町防災無線屋外子局更新事業でございますが、3億2,500万円繰り越す予定としてございます。こちらにつきましては戸別受信機が受注生産のため納品まで日程を要するほか、外部アンテナにつきましても1軒ごとに調査を実施しながらの設置となるため、相当の時間を要することから繰り越すというものでございます。

次に、衛生費、清掃費の東日本大震災災害廃棄物処理事業でございますが、約8億2,370万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、震災により発生した津波由来土砂や各種復興事業により発生した残土を既存のストックヤードから運搬するほか、防災緑地の基盤整備を実施するものでございますが、関係機関との調整に不測の日数を要していることから繰り越すものでございます。

次に、農林水産業費農業費の農畜産物輸出拡大施設整備事業でございますが、約2億500万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、イチゴ生産技術高度化施設及びその附帯施設設備の導入に要する経費に対して補助するというものでございますが、整備に係る部材の調達に日数を要し、年度内完成が困難となったことから繰り越すものでございます。

次に、農山漁村地域復興基盤総合整備事業でございますが、約1億500万円繰り越す予定としております。こちらにつきましては、山元東部地区農地整備事業において、換地に係る地権者の意向調査等に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

議案書の5ページをお開き願います。

次に、土木費道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業でございますが、約1億6,400万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、関係機関及び工事期間の調整に不測の時間を要したことから繰り越すものでございます。

最後に、幹線道路等整備事業でございますが、約2億4,780万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、用地取得に時間を要したことから繰り越すものとなっております。

以上が繰越明許費でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

議案書の6ページのほうをご覧ください。

今回債務負担行為の追加といたしまして1事業追加しております。内容といたしましては、仮設住宅の借地に関し、来年度も引き続き土地をお借りするため、今年度内に契約行為を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

議案書の7ページをお開き願います。

債務負担行為の変更といたしまして、1事業を計上しております。内容といたしましては、山下地区地域交流センターの整備に要する経費につきまして、事業の進捗に応じ平成28年度予算を平成29年度に組み替える必要があることから、限度額を増加するというものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

最後に、地方債の補正でございます。地方債の補正といたしまして災害公営住宅建設事業につきましては、災害公営住宅整備事業の事業費の組み替えに伴いまして地方債についても増額するもの、緊急防災減災事業につきましては、防災行政無線整備事業につきまして、震災復興交付金の活用が認められたことに伴いまして地方債につきまして減額するもの、学校教育施設等整備事業につきましては、坂元小学校校庭改良事業におきまして、起債対象部分が増加したということに伴いまして地方債についても増額したのとなっております。

以上が今回の5号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）税務課長から資料に記載ミスがあったということで修正の旨、届けがありますので、課長から説明願います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第7号の町税条例等の一部改正する条例の概要書のほうに一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

概要書裏面をご覧ください。

下段の施行期日のところの変更後の月日なんですが、正しくは平成31年10月1日でございます。裏面です。裏面の右下の欄でございます。（「附属資料」の声あり）概要

書の裏面のところでございます。そこが平成31年10月1日が正しいものでございます。おわびして訂正させていただきます。

議長（阿部 均君）次に、企画財政課長から数字の読み間違いがあったということで修正したいという旨がありますので。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。大変申しわけございません。先ほど議案書の説明の中で、5ページなんですけど、5ページの繰越明許費なんですけど、その中の道路橋梁費の一番下の幹線道路等整備事業、こちら記載のほう、2億478万4,000円なんですけど、私、先ほど誤りまして、2億4,780万円というようなご説明を申し上げました。正しくは、こちら予算書記載のとおり、2億478万4,000円でございます。大変失礼いたしました。

議長（阿部 均君）これで修正を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番高橋健夫君の質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ただいまの補正の一般会計予算に関する説明書の中の18ページからちょっと3点ほどだけ端的に確認をさせていただきたいと思います。

6款1項の5項目農業用施設維持管理負担金減と、これは附属資料の5ページにあるんですけども、要するに計画地では、よろしいですか、計画地では400ヘクタール、それが実績事業では85と大きく乖離があるんですけども、具体的にはどこでどのような計画であったのか、それで大幅に減った要因というのは何かというのが1点。

議長（阿部 均君）一問一答ですから1項目ずつお願いします。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。今のご質問でございますけれども、えっとこれは多面的機能支払い交付金事業といたしまして、要は地区で活動していただくに当たって人がなかなか確保できないということで、交付金を国・県、そして町が、三者が出し合って、そして、維持管理を農地、主に農振農用地にある農業用の農道とかため池とか水路とか、そういったようなところの維持管理に係る費用を補助するというような事業でありますけれども、今年度については、一応昨年度もそうなんですけど、22集落全部にお話をさせていただいて手を挙げていただいて、そこで申請のお手伝いをしながら、最終的には実施をして、そして、確定して交付金を交付するという内容でございましたけれども、最初、22集落取り組むということにしておりましたけれども、最終的には昨年は2地区だったんですけどもことしは3地区、1地区ふえておりますけれども、それ以上、ふえなかったということでもあります。

ちなみに、ことしはできないんですけども、またこの事業は引き続きずっと継続していきますので、新年度ではこれ、引き続き上げるようなことで、来年度は6地区にふえるというような見込みで今、お手伝いをしておりますので、28年度としては22が3地区でとどまったというご理解をいただければと思います。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の件に関しては、システムとか活用、内容にしてもまだまだ浸透していないような私は気がしているんです、このシステムの活用方法ですね。ですから、もう少し丁寧にお声がけをしてもらえばいいのかなというふうに思っていますので、その辺は周知徹底していただきたいなというふうに思います。

次、よろしいですか。

19ページ、附属資料、ちょっとご免なさい。8款2項の1目ですね、これは附属資料でページ7ページ、7ページでないな、8ページですね、失礼しました。要するに山元町の歓迎塔整備工事なんですけども、これたまたま以前に私、質問して、早く復旧してほしいと。それから正確な位置も、前に建っていたところは町の境界ではないんでないのかという話をしたことがあるんですけども、具体的にどこに2カ所、設置されたのか確認をさせていただきます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。この場所は、まだ具体的に決めておりません。最終的には。これについては、看板、歓迎塔という大きい車で走っていても目につくという大きいもので、1基400万近くするだろうということで、山元町の一番北側と一番南側、新地側と亘理町側の国道に設置するようなことで当初予算に計上しておいたものですけども、その場所も含めて、町に今ある道しるべ、道標とのデザインだとか、あるいは町で歓迎塔に合わせて商工観光という観点から、今、統一的なそれらを含めたデザインをしっかり統一したほうがいだろうというようなことでいろいろもんできましたけれども、なかなか決めかねているという状況がありまして、なかなか繰り越しても時間的に難しいということで仕切り直しをしたいというようなことで、次年度にしっかり位置も含めたデザインを決めるようなことをして設置したほうがいいという判断で、今回は一旦減額させていただくという提案でございます。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。前に質問したときは、この関連に関して横山の前田池のところにドンと大きいやつが建っていたんですよ。一番上のプレートが外れてて、そのままその部分だけ補修すのかな、あと周り、ちょっと補修するくらいのかなと思っていたんですけども、いずれ国土省で道路が、何か交差点前あたり、拡幅するとか、そういうことがあったもんだから、それは抜本的に移すのかな。そうであれば、位置的には、あそこは町の境でもない。そこから100メートルぐらい、ざっくり言うと北側が入り口だとか1つと。それから、やっぱり交流人口をふやすということを今、盛んに言っているわけですから、仙台方面から来た方が、あっ、ここから山元町だと、何が特徴だということがあるように今後の計画に生かしてほしいということです。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。高橋議員ご指摘の看板につきましては、具体的にアップラインですとか、ストロベリーラインというふうに記載されている看板だと理解しております。

あの看板につきましては、今からさかのぼること20年以上ほど前に商工観光サイドで補助事業を活用してつくった看板でございます。その活用方法というふうな今、ご指摘を頂戴いたしました。実は私どものほうでただいま進めております交流拠点整備事業、これらの施設の完成、これに合わせて看板そのものをつくりかえたい。支柱そのものはまだまだステンレス性で耐久性、高いもんですから、あれはあのまま活用して看板そのものの部分だけは書きかえたいと。

これはご承知だと思いますけれども、同じような看板が町内6号線に同じような大きさのものが随所がございます。一例を挙げますと、高瀬のセブンイレブンのところにもございますし、あとは坂元ですと、社台ファームの入り口の反対側、若干今、雑木で見えなくなっているんですけども、それらも総合的にどのように活用するかということについては手前どものほうで検討しておりますので、しっかりと議員の提言を踏まえながら活用してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。そういう意味では、北の玄関口を大切にしてほしいなということです。

それから最後の1件、確認をさせていただきます。

ページ20ページで8款6項3目の右の備考欄、説明書きの一番下なんですけども、津波被災住宅再建支援事業補助金、これが非常に予算額との乖離が大きいんでないか。当然、少なくなったのはいいことなんですけども、この主な要因というのは説明をしていただきたいなと。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。津波、ご指摘の津波被災住宅再建支援事業補助金でございますが、こちらのほうは全員協議会とかでもご説明を差し上げている単独支援、町の独自支援分の補助金となっております。平成28年度につきましては、予算措置上、議員のほうからもいろいろご指摘を受けておりましたが、25年度の意向確認調査の数字をもとに当初予算措置をしてございました。そのために今回、実績に基づきまして減額措置をさせていただいたところでございますが、その中で、実績としては余り伸びなかったというか、乖離が大きくなってしまったということがございます。

あと、残額につきまして、今後、追加支援策を今、検討しているということもお話しさせていただいておりますとおり、こちらのほうにつきましては、当初の見込みの際に25年度の意向確認の数字を使っていたということで、実績との乖離が大きくなったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。結論は、これから有効活用については、じっくりと計画を練っていくということですね。そういうふうな理解でよろしいですか。

議長（阿部 均君）課長、そういうことでいいのかどうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。最終的には、被災者支援室のほうで対象者数について確認をとっていただいたもので、今計算見込みとして相当の額が、残額が出るという見込みも出ておりますので、こちらにつきましては今後、追加支援策等について検討した上で、再度、6月の議会にもしできればというところを目標にいたしまして今、検討を進めているところでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（菊地康彦君）はい、議長。私のほうでは、補正予算の附属資料の説明書で質問させていただきたいと思っております。

2ページ、児童福祉施設費なんですけれども、今回、補正理由で再設置する遊具選定に不測の時間を要した、減額ということなんですけども、今後、どのような対策といたしますか、29年につくるのか、その辺をちょっと確認したいと思っております。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。今回の減額の提案でありますけれども、これについては、全体の8カ所あるうち、4カ所について危ない遊具のほうを優先して撤去したほうが良いというご意見もあって、我々のほうでも現場確認して調査の結果、危ないということで設置と撤去の部分のうち、撤去のほう、優先してまずやらせていただくということにしました。

設置については、遊具も1つで100万、設置費入れると100万を超えるようなものもありまして、そういう中で子供が大分減って利用率が減っていると、あるいは新たな遊び場が、つばめの杜とか避難丘とか、あるいは町東公園とか、新たなところも出てきているというようなことの町全体での遊具の見直しといたしますか、あと今、出ているの

は児童遊園という場所的にもあるんですけど、子供たちだけじゃなくて、健康遊具みたいなものという提案もございまして、そういったことを含めて仕切り直しをしたほうがいいというようなことで繰り越しも検討したんですが、子育ての財源の年度の仕切りもありますので、仕切り直しするということにいたしました。

来年度につきましては、当初予算のほうでもご説明いたしますけれども、今度、児童福祉費のほうでの計上ではなくて、我々の持っている公園の関係の予算で、新年度で約600万、700万ぐらいを新たに計上しております。これについては、保健福祉のほうから引き継いでおりますけれども、一応3カ年で撤去と設置をしていくということなので、あと来年、再来年という2カ年でこの遊具の選定などをしながら設置していきたいというふうに考えています。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、もう1点ですが、6ページ、補正予算の附属資料の6ページ、こちらのほうで農地復興推進費ということで、これも理由の中で施工内容が変更になったことに伴いということなんですが、額も2億9,000近くの金額ですので、その辺の変更内容をお知らせいただきたいと思います。

東部地区基盤整備推進室長（佐藤 寛君）はい、議長。今のご質問の件の農山漁村地域復興基盤総合整備事業にかかわる補正の増になりますけれども、一応この農地整備事業という中で3地区ほど今、事業をやっておりますけれども、今回、補正として一番大きな部分を占めておりますのが、山元東部地区の部分でございまして。

なぜ今回大幅な増となったかという理由ですけれども、事業主体である県のほうから聞きましたところ、営農再開後の排水不良のため、排水不良を解消するために排水路に排水フリューム、コンクリートの水路を施行する部分の増という部分ですとか、あとは農地の表面排水を排除するための額縁暗渠、いわゆる穴のあいた管を敷設し、水を排除する部分の工事の増、そして、防風対策としての防風林の追加という部分で、この大きな3つが今回の補正の増というところになっておりまして、こういった部分を早期に改修いたしまして営農の再開、不具合を解消するために今回補正したということで聞いてございます。以上になります。

7番（菊地康彦君）はい、議長。最初の東部の排水路の整備というのは聞こえたんですが、2つ目、3つ目、ちょっと聞き取れなかったので、再度、説明をゆっくりお願いします。

東部地区基盤整備推進室長（佐藤 寛君）はい、議長。大変失礼しました。2つ目の理由といたしましては、農地に設置します畑地なんですけれども、額縁暗渠ということで、これ、物は何かと申しますと、穴のあいた管を農地の周囲にめぐりまして、施工しまして、雨が降った場合ですとか、水が抜けない場合、その管を通じて農地の排水を促進するものということで急遽、これを加えたものを額縁暗渠と言っております。

あと、3つ目の防風対策というところなんですけれども、防風林ということで、農地のほうの風よけという部分で盛り土しまして防風柵を設置するという部分について、今回追加という形で補正したというところになります。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど、菊地議員からも出ましたけれども、児童遊具施設管理、先ほどの説明では、新たな公園がというお話がありましたけれども、地域の方々が望んでいるのは、乳母車を押していたり、ちょっと歩いていってというところがありますので、その辺も検討したいと思います。300万、減額はしたものの、再度検討し

ていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質疑にお答えします。既存の児童遊園の遊具の更新ということについて回答させていただきます。

昨年度からずっと計画的に進めておりました。その地域の区長さん初め、地域の方々のご意見を取り入れながら、ある程度、このような遊具がいいんじゃないかというふうな選定も既に終わっている行政区、公園等もございます。

今、議員おっしゃるとおり、既存の新年度予算では大きなつばめの杜中央公園であるとか、あと町東公園とかにも遊具の設置の計画がございしますが、先ほど室長のほうから話、ありましたとおり、既存の児童遊園も含め、子供の遊具はもちろん、例えばベンチであったりとか、地域の実情に合った遊具の設置なども含め再度検討して、その計画を続けていきたいと思っております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。5ページですね、繰越明許の部分ですが、非常に道路管理とかの部分での明許が非常に大きいです。先ほどなかなか契約がというところではあるとは思いますが、もう何年も前から計画をしながら進めていると思うんですが、なぜこのような状況に陥っているのか、町長にお伺いしたいと思います。（「町長でわがならないべ」の声あり）

議長（阿部 均君）企画財政課長。（「何でそこで」の声あり）あの、質疑でそいな部分で、繰越明許とかきちっと数字的な部分できちっと説明を願うためには企画財政課長でないと、方向性とかなんかでは、質疑でございますので、その辺、お許しを願います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。済みません。全ての事業について詳細にということで、ちょっと私から個別の事業にということではないんですけれども、現在、社総交事業ですとか、避難路の整備事業ですとか、震災前に比べても当然、こういった大規模の事業というのは非常にふえておまして、例えば同時期に施行しております工事の事業間調整ですとか、地権者の調整ですとか、そういったところに非常に、やはり大規模な事業でございますので、そういった点で非常に時間がかかっているというところがありまして、今回、このような形での繰越明許の設定をさせていただきたいということのご提案でございます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。せっかくでございますので補足させていただきたいというふうに思いますけれども、きのうも、きのうじゃないか、一般質問で岩佐孝子議員にもお答えしたとおり、やはり業務量等、マンパワーのミスマッチが基本的にあるというようなところをご理解もいただきたいと。個々の事業については、今、課長が申し上げた部分、側面が多々ございますけれども、大きなところでは、事業量とマンパワーのミスマッチというところも大きな要因にはなっているのかなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。予算ですのであれなんですけれども、町長、マンパワーって派遣の職員の方々にも大分お世話になっていますよね。それでここまで進んできたとは私は思っています。明許繰越は非常にもう少し迅速にできるものではないかと。もう職員の方々、尽力しているのはわかります。でも、なぜそれが拒まれているのか、私には理解できないので、今、確認をさせていただきました。

それに伴います5ページ、教育費の部分の社会教育費、文化財の発掘も同じです。そのことについて犬塚遺跡発掘調査事業はいつまでか。そして、合戦原遺跡の発掘調査事業はいつまでの予定なのか。その明許をいつまでということ提出していると思うの

で、確認をしたいと思います。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えいたします。犬塚遺跡の調査報告書につきましては、これは調査報告書の作成業務の繰り越しでございます。発掘のそのものにつきましては終了いたしております。

合戦原遺跡発掘事業の繰り越しにつきましては、これは線刻画の保存活用に係る繰り越しでございます。これらについては今現在、鋭意復元作業を行っております。夏まではというふうなことで完成する予定になっております繰り越しでございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。6ページ、債務負担行為ですが、仮設住宅の借地に要する経費、これは29年度まで、もちろん、仮設は29年度で撤去予定ですのでそのことかなと思うんですけども、何件、何人で面積はどれくらいなのでしょう。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。この限度額設定してある833万5,000円の対象はありますけれども、一応15名で、今のところ、48筆ほどありまして、9.9ヘクタールであります。以上です。

議長（阿部均君）9.9……。よろしいですか。岩佐議員に申し上げます。質疑する場合は、きちっと前もって、皆さんにも全員に申し上げますけれども、質疑する部分はきちっと整理をしてから始めていただきたいと思います。後でまた認めますので。

11番（橋元伸一君）はい、議長。1つだけちょっとお伺いします。

13ページの基金繰入金のところですね。それぞれここに4つほど取り崩し減ということで載ってますけれども、それぞれの今の基金の残高がわかれば教えてください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回の補正を受けての残高ということでそれでは申し上げます。

まず、財政調整基金でございますが、今回の減を受けまして約70億2,000万円です。次に、震災復興交付金基金でございますが、震災復興交付金基金のほうでは全てトータルいたしまして約100億程度、それから震災復興基金ですが、全て合わせまして29億5,000万円程度ということでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。済みません。一番下の子育て支援基金は。（「失礼しました」の声あり）

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。失礼しました。子育て支援基金でございますけれども、約8,000万円程度ということでございます。以上でございます。

議長（阿部均君）いいですか。（「はい」の声あり）

12番（青田和夫君）はい、議長。さっき同僚議員が聞いた繰越明許のやつで教育関係の答弁をいただきました。それに対してちょっと最後のほう、わかんなかったんで、もう一回、お願いします。埋蔵文化財のやつ。

議長（阿部均君）埋蔵文化財のやつね。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。大変失礼しました。教育費の繰り越しでございますが、合戦原遺跡発掘調査業務の繰り越しにつきましては、線刻画の復元作業に係る繰り越しでございます。ことしの夏までには終了するというふうな予定でございます。よろしいでしょうか。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、線刻画等々出てきたんですけども、出土品はどれぐらいあるんですか。ということは、出土品を全部歴史資料館等々に飾るつもりで考えてお

りますよね。もしくは写真等々で皆さんに拝見させると。そのような形で出土品のやつを冊子にまとめる、そういう業務ありますよね。その辺の具体策を具体的に教えてください。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えいたします。合戦原遺跡につきましては、既に現場の発掘調査を行い終了いたしております、今、それらのデータをもとに報告書作成業務に係る調査を行っているところでございます。これらにつきましては、数年、もしくは1、2年を経過して報告書ができるものというふうに考えておまして、膨大な数の出土品が今、手元にごさしまして、それが何点になるかというふうなことにしましては報告書作成業務とあわせて精査されていくものと思っております。

それらを歴史民俗資料館に一堂に展示するというのは、現実的に困難かというふうに思います。報告書をもって多くの方々にそれらの出土品の状況を確認していただきたいというふうに思います。

線刻画に関しては、これらについては、ことしの夏までに戻ってきまして、奥の特別展示室の奥に展示したいというふうに考えてございます。主なものに関してはそれらにあわせて展示をしたいというふうに思いますけれども、出土品全てについて展示するというのは困難でございますので、報告書での報告と、展示というか、皆さんにお知らせするというふうな方法になろうかというふうに思います。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、線刻画に関してはわかりました。

出土品に関してお伺いします。出土品はただ発掘しただけで終わりだということじゃないですよね。ということは、出土品が出たためにクリーニング等々を行いますよね。その辺をちょっと詳しく教えてください。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。一応、じゃ、お答えします。今、膨大な数、数万点になろうかというふうに思いますけれども、ちょっと点数までについてはちょっとわかりませんので、かなりの数の出土品が今ございます。それらについて今、復興予算において収蔵庫の増設を今検討いたしております、復興庁と相談をしているところでございます。これらについてお認めいただければというふうなことになると思いますけれども、収蔵庫において収蔵するというふうな計画でございます。よろしいでしょうか。（「クリーニングして」の声あり）

済みません。大変失礼しました。クリーニングといいますと、クリーニングをして接合してというふうなことになろうかと思っておりますけれども、クリーニングも当然行って収蔵することになります。（「全部やるのかと聞いているの、全部やるのかと聞いているの」の声あり）全部を行うかというふうなことにしましては、そのものによってそのままというふうなこともあろうかというふうに考えてございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。何かおおむねわかったようなわがらないような、後で詳しく聞きに行きます。

それで、最後、ちょっとお伺いしますけれども、この繰越金のやつに関しては、補助金、どれくらいの数字で出てきていますか、教えてください。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。復興交付金、全て復興交付金でございます。全てにおいて交付金で対応するというふうなことになると思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、課長から復興交付金で全て対応ということ、話されましたけれども、復興交付金は75パーセントしか来ないんですよね。で、特交が25パー

セント入って100パーセントになるわけです。どういう考えでその100パーセントの復興交付金になったのか教えてください。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます、私の誤りでございます。訂正いたします。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。それでは、附属資料の12ページなんですけれども、8款6項2目の施設管理費のうちの3,000万円の減ということで、補正理由といたしまして施設引き渡し時期の関係で除草が不用になったということでありまして、宮城病院周辺地域の維持管理業務一式3,000万円ということでありまして、項目、除草に幾ら、道路管理費に幾ら、建物管理に幾らとわかりましたらお知らせ願います。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。基本的には積算では草刈り業務として2万平米ということで3,000万円というふうにしております。具体的には、道路がそのうちの幾らかというのはちょっと、そこははじいていませんので、内訳はちょっと今のところ、出ないということで理解してください。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほど繰越明許費、いろいろ出ていましたので、4ページの民生費児童福祉費の保育所等整備事業341万5,000円の繰り越しということなんです、この内訳についてお伺いします。

議長（阿部 均君）保健福祉でよろしいですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ちょっとお待ちください。（「余り正確でなくたっていい」の声あり）そうですか、ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、今年度の当初予算で計上させていただきました委託料の部分でございます、保育所施設検討に係る業務委託料というふうな事業費を丸々繰り越したというふうな今回の提案でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。

繰り越した、翌年度にということなんで、この遅れの理由について確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのこちら、保育所施設の検討の業務発注の遅れについて説明させていただきます。

こちら年度当初予算で計上しておりまして、実は発注が7月となっております。で、今回のこの当初予算当時の事業の内容については、ワークショップ等を開催し、方向性、基本構想、基本設計をつくるまでのデータを収集するというような形の業務発注でございます。

7月の業務発注を終え、実際のワークショップが11月の中ごろ、17だったと思うんですが行っております、2カ所で。その際のワークショップの中でさらにやはり現在、子育てをしている、今後するだろうの人の住民の皆様からご意見をさらに集めよりよいものを、必要なものを検討すべきというふうなご意見がありましたので、再度、アンケート調査をするということになりました。それを含め、アンケート調査を今回、発注した業者と契約の話、契約の変更の協議を進めておりまして、その中で2月にアンケートを実施することにして現在、3月、2月頭から3月ですね、3月の中ごろの開始にかけ

てアンケート調査を実施しております。その取りまとめが、やはりどうしても3月の17だったと思うんですが締め切りで集めてますので、その後、その状況の精査が必要ということで、約、その情報の精査に2カ月程度というふうな時間をいただきたいということから、今回繰り越しを予定させていただいております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の説明を何回も聞いているんですが、何で確認しているかというのと、この事業については一般質問でも確認しているんですが、平成27年の7月からこの件については検討始めることになっているんですよ。そして、27年度、28年から3月までの間にその辺の検討をされて、そして、4カ所ということを我々に示したんですよ、総務民生常任委員会の中で。そして、この方向で行ってくださいというようなことになっているんですね。そして、28年の3月、29年度の予算で、それもちょっと疑問があるんですが、この調査費がついたわけですけれども、その調査費というのは、その4カ所に対して調査して、そして、すぐに基本設計、基本構想、基本設計、そして、実施設計と、そういう動き、そういう動きについてはその時々総務民生常任委員会の中でそれぞれ確認しているんですよ、されているんですよ。あなた、直接我々の中に入ってるから一々うなずいているわけですが、にもかかわらず、また翌年度に繰り越す、これは昨日の、先日の一般会計の、一般会計でない、一般質問の中でもありましたが、表現がいいかどうか悪いか、そのまんま表現しますと、時間稼ぎかというふうな見方も見られるわけですよ、この動きを見れば。

そして、いまだに、本来ならば今年度の予算に建築費なり入っていて当然かなと。しかしながら、当初の予算にはこれが入っていない。この間の話の中で、最短で30年入居という言葉、ありましたよね、入所ね。30年、入所なら29年度に建てておかなくて入れないんですよ。こういうことが明確に示されているんです、この間の審議の中で、調査の中で。ですから、この前の一般質問の中でそういった表現も生まれてくる。本当にやる気があるのかどうか、このことが今、強くこの件については問われているんです。その件についてどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この件については、今、議員からもお話しございましたように、一般質問の中でお答えもしてきたところでございますけれども、その時々状況も振り返っていただきませんと、この問題だけ取り上げられれば、まさにご指摘のような状況も、それはそのとおりでございます。

しかし、去年の保育所のオープン、こどもセンターのオープンですね、これに限られた体制の中で全力投球をしてきているということでございます。本来は同時並行的に新年度に28年度の4月以降、速やかに坂元地区の調査業務にも並行して当たられれば、理想中の理想でございますけれども、なかなか体制的にそういうふうな状況にないというふうなことで、一定の業務委託に向けた諸準備は4月前まであったにしても、前段申し上げたとおり、子育てセンターなり、保育所のオープンに向けて全力投球してきているというふうなところでの時間の経過がございまして、その辺もぜひご理解を賜る中で、少しでも今後、スピード感を持って対処していけるように努力してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。やる気があるのかという問いに対して、今のような答弁、なかなかその辺が見えてこない。

その時々状況、その時々状況を我々は総務民生常任委員会るとき、一々確認して、

そして、前に進んでいるんですよ。その辺の報告がないのかもしれませんが、そういうことで状況を我々は確認しながら、しかし、今のことの重要性も自覚しながらこの問題にずっと取り組んできているの。2年間ですよ、ずっと叫ばれ続けてきたのが。それで、今なお、現実に至っていない。そして、繰越明許、この1年間、何をやってきたのかということがこの件については言えるかと思います。

そして、本当にやる気があるならば、こうして繰越明許について大きな疑問を示した方もいるんですが、繰越明許できるんです、当初予算で、29年度予算でまずやる気を見せて、何が何でも頑張っって実施設計まで延びて30年に対応できるような予算措置が我々に示されていれば、なるほど、やっぱりやる気があるんだなとその安心感を持って、であるならば、もっと内容の本当に喜ばれるような保育所の、南の方面での保育所の整備ということと一緒に考えていくことができるというふうに受けとめているわけですが、この件についても、幾らやっても多分かみ合わない。町長はやる気がないというようなことがかいま見えるということから、何回質問しても同じ答えが返ってくると、来るであろうことから、この件については終わります。

そして、次に4ページの一番上の山元町実施設計業務……。

議長（阿部 均君）町長が答弁を求めています。遠藤議員、町長が答弁を求めていますので、町長から。（「私は答弁要らないと。そのことについて答弁要らない」の声あり）要らないと言っても町長が求めていますので。（「要らないんだ。何だい、議長、町長の言うことばかり聞くんだから」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この場はお互いに双方向のやりとりですよ。それを前提にぜひ私からのお話もさせていただきたい。（「答弁になっていないから、双方向になっていないから要らないということを行っているんですよ、私は」の声あり）議会の皆様の立場。

議長（阿部 均君）遠藤議員、答弁中は静粛に願います。（「いや、今、とめた」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。とめる、とめないじゃなくて、皆様の立場もわかりますよ。こちらの立場も理解してもらわないと、そこにはかみ合わない部分がございますので、ぜひ。大きなところで折り返ししていかないと。個々の部分は、確かに大変申しわけない状況が、今までお尋ねいただいた部分でございます。これは決していい話ではございませんけども、私、申し上げたかったのは、じゃ、27年度の明許繰越が幾らあったかということ、30件で139億ですね。（「保育所の答弁ですから」の声あり）まず、大きなところのご理解をいただきたいということでございます。28年度の明許は、先ほど課長から申したように、25件で37億ということで、少なくとも明許繰越は100億円ほど減らしているわけですよ。だから、そういう部分も見ていただかないと、確かに保育所の部分については大変申しわけない部分、ございますけども、限られた人数の中でいろいろ手分けして精いっぱいやっているわけでございますので、その部分も少しはご理解いただけるとありがたいというふうなことを申し上げさせていただきます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私がこの明許繰越が30億だ、100億と、そのことを一切否定していません。それはそれで、まさにその時々状況を見ながら理解もしているつもりです。

私が強調したかったのは、この保育所等整備事業についての1点だけです。そのことだけについて町長の見解を伺ったわけですが、いずれにしても、わかりました。そうい

う姿勢だということについては、改めてわかりました。

ということで、次、4ページの明許繰越の一番上の山元町役場庁舎新築復旧建設工事の実施設計業務5,689万1,000円、この動き、我々も総務民生常任委員で担当しているいろいろ調査しているんですが、この辺の中身も全体で6,000万円の8,000万円になって、そして、今現在、5,690万が翌年に繰り越すということになって、この件についても1年間の仕事なんですが、途中、2,000万円上げて今に至っているということなんですが、実際の進捗状況というの、どうなっているのかちょっと確認したいと思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。実際の進捗状況というお尋ねでございます。現在、実施設計のほうに業者のほうで取りかかっておりまして、これまで今年度におきまして、町民の方を交えた検討委員会ですとか、そういったところのご議論を踏まえて平面の確定をさせていただくということですとずっと進めてまいりました。

一部、部屋の配置ですとか、そういった部分についていろいろと調整が必要になったということで、9月議会におきまして期間の延長と金額、予算の増額についてお認めいただいたと。それも踏まえまして再度、諸室の配置等々、詳細について詰めながら、現在、そちらも踏まえまして立面ですとか、そういった部分の詳細の積算ですとか、そういったものに現在、取りかかっていると。

ただ、前回、12月議会の際にもご説明申し上げましたが、大変失礼しました、その後、事情といいますか、若干さらに時間が、本来、3月末までに実施設計完了させるということで9月議会でもお認めいただいたところだったんですが、そういった詳細の部分の詰めですとか、そういった部分になお時間を要するというので、今回、繰り越しということで繰越明許のほうに上げさせていただいたという状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しましては、透明性のあるというか、見える形で、我々にも、我々も総務民生常任委員会でこの調査もしているわけですが、なかなか説明ではなかなか理解できない部分もありますので、ぜひこの辺は我々にもわかるような形で示して、本来ならば、実施設計できる前に少し我々に示していただいてもいいのかなと。その中でさらに、どうせ遅れてしまったんだからね、そういう取り組みもこの件については求めておきます。繰り越しだから、んだね、来年度の事業だからそういうことを言っているんですね。

次に、債務負担行為の変更補正、7ページ、山下地区地域交流センター整備に要する経費で7億1,500万円を11億に限度を上げるということなんですが、この辺もちょっと私にとっては理解不足ということで、この後、20ページとの関係で、先ほど土木費の都市復興推進費の中で6億2,910万、津波復興拠点整備工事請負経費の減、山下交流センターがこれまた翌年度に延ばすというふうな説明、そういうふうを受けたんだけど、この辺もちょっとその動きについて確認したいと思うんですが。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。ご説明いたしますが、附属資料の13ページ、お開きいただきたいと思います。

補正の理由につきましては、記載のとおり、資材の調達に若干の時間を要したという説明をさせていただいています。この資材の調達というのは、実際はくいの搬入です。それによって1カ月ほど当初見込んでいたものが延びてしまったということがまず原因としてあります。ただ、全体の工期としては、記載にもあるとおり、影響しません。

したがって、ことしの7月末に完成するということでございます。

それはまず確認をさせていただいて、今度は支払いに関しては、工事請負契約の約款の中で3つに分かれます。1つは前金払い、2つ目は中間前金払い、そして、最後に精算払いということになります。

今回予算を組み替えているのは、2番目に説明をいたしました中間前払い金、この関係です。これに関しては、実際に全体工事の2分の1を超えた場合に、その超えた日にちが所属する年度、その年度の支払いになるということになります。当初予算の編成のときには、この3月に50パーセントを超えるだろうという見通しのもとに予算編成をしておりました。ただ、今言った1カ月という影響がありまして、現在、47パーセントまでしか届いていないということですので、じゃ、これが50パーセントを上回るのはいつかという話になりますと、今の予定は4月の中旬です。したがって、4月の中旬というのは29年度に属するために、29年度に支払いができるように債務負担行為を増額したと。債務負担行為というのは29年度の支払い分ですから、今度は28年度に支払う必要がなくなりました。ということで、歳出予算において、中間前払い金の4億6,000万分、まずそれを落としますということです。

あと、あわせて不用額処理ということで1億7,000万減額させていただきますので、合計で6億3,300万の歳出は減額させていただくという仕組みでございます。以上になります。（「議長、9番」の声あり）

議長（阿部 均君）新たに質疑に入るんですか、今の件ですね。（「今の件」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まだ理解不足なんだけど。まず、減額については、そういう背景があるということで、理解はできたかどうかは別にして債務負担の行為なんけども、こいつ、我々の理解、我々というか、私の理解では債務負担というのは、限度額というか、総事業費というか、それをまず設定してその範囲の中で何年間だったら何年間の中で対応するんだよと。だから、債務負担ということで年度も決めてという受けとめなんですけど、こういうふうな変更されると、ない頭でこれを見ると、また事業費、ふえたのかやという、多分そうではないというだと思っただけんですけども、そういう疑問が生まれてしまう、今の信頼関係の中では。だから、この辺のどこ、ちょっと説明していただくと楽になるんだが。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。契約行為をするに当たりまして、その前提には予算というものが必要になります。その予算については、歳出予算というくくりと、あと債務負担行為というくくりがあると。ケース・バイ・ケースなんですけども、契約をする時点で債務負担行為だけの予算設定をしたものに基づいて契約する場合と、今回のように歳出予算に加えて債務負担行為を足した額、それを予算の根拠として契約行為をするケースと2つがあります。ですので、歳出予算と債務負担行為、これは年度をまたいでいますけども、総枠としては同じです。28から29にその分が移ったということは、28年度が減って29年度がふえるんですが、もともとの28と29を足した額は同じでございます。そういった仕組みの中で運用させていただいておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

議長（阿部 均君）新しい質疑に入るのであれば、これでちょっととめたいと思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。11ページ、地方交付税、一番上の震災復興特別交付税の減、この減の内訳について伺います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回3億1,500万円余の減額としてございますが…。(「一番上だど、一番上」の声あり) 11ページの一番上、交付、特別交付税、震災特交の減ですよね、はい。震災復興特別交付税の減ということで3億1,574万1,000円ということで今回減額してございますが、主な内訳といたしましては、埋蔵文化財発掘調査事業ですとか、その他、上平磯線の道路整備事業、町道山下花釜線の道路整備事業等々の工事による、伴う震災復興交付金事業ですとかの裏で当たっている特交分の減ということになります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何を聞きたいかということ、そういう裏の財源で事業費の確定ということでの減なのか、また、次に翌年に送られる内容のものなのかとかいうことの確認でした。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。一部翌年度に送られるものも含まれるというように考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の内訳を聞きたかったんですが、というのは、使えるものは使えるとか、あと無駄のないようにという意味での確認だったんですが、今の程度の答えでは、もう結構です。

それで、次は同じページの民主費国庫補助金14.2.1の6、子供のための教育・保育事業費補助金72万9,000円、この使途について確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの14.2.1ですか、子供のための教育・保育事業費補助金の72万9,000円、こちらの内容についてですが、こちら先日の一般質問でも質問ございました保育料の減免、減額制度の変更に伴うシステム改修分に係る業務委託料の補助金として2分の1、国から入ってきますのでその計上ということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その改修分というのは、14万6,000分のことを言っているの、16ページの、3.2.1、民生費児童費、児童福祉総務費。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今、ご質疑のありました、ご指摘のありましたそちらの財源に充てるものじゃなくて、28年度のこちら当初予算ですかね、当初予算で260万程度のまずは予算として計上させていただいてあったものです。それで、今回実績が当初予算で260万ちょっとぐらいでとっていたものが、140万の契約となりましたので、その半額と。今おっしゃった今回の補正ではなくて、当初から計上していた分への財源の充当ということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。もっとわかりやすく説明してほしいんですけども、16ページの結局財源内訳の58万3,000円と前にとっていたのがどうのこうのということなんだべ、なんででしょう。だって、72万9,000円入っていて14万6,000円し

かねえ、ここだけのことを見とだよ。言っていた、国庫補助金で72万9,000円入ってっぺ、ここで66ページで。それは72万9,000円だから、これが子供の歳入のほうの72万9,000円なんでしょう。そして、それが保育のシステムうんぬんかんぬんということっていう今の説明しているんだけど、素人というか、我々もそういう意味では素人なんだけど、わかるような説明していただくと大変幸いなんです。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済いません。もう一度お答えさせていただきます。

今回の歳入と歳出に子育て関係の予算、計上しておりますが、別物でございます、この歳出予算は当初予算で計上していたもの、あっ、今回の歳入予算の72万9,000円というものは、当初予算で計上していたものを財源に充てるものだと。今回は別物だというふうに考えていただければ。今回歳出で組んだものに当たるものではないというふうな歳入でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。素直に、素直に16ページの3.2.1の流れ、72万9,000、4,000、58万3,000円の減のことをわかりやすく説明していただければという。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。こちらの16ページの3-2-1のところの財源の内訳のところ、国庫補助金に72万9,000円、あとその他財源4,000円、一般財源三角の58万3,000円というふうな、この関係で結果、今回は3-2-1のところの15万の増と、補正額というふうな内容について、再度、説明をさせていただきます。

この科目の総予算が今回補正後の額で975万3,000円となっております。これらの全ての財源の中での財源の内訳の変更ということでの今回補正もありますので、ちょっとこのような表記になっているかと思えます。実際、歳出としては、このページの14万6,000円と4,000円だけが増額になってはいますが、もともとこの予算には975万3,000円というふうなものが総枠でございます。今回14万6,000円と4,000円だけではなく、もともと975万3,000円の財源の内訳の変更もあるんだよというふうなこちらの記載の内容となっておりますが、よろしいでしょうか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。さっぱり理解されない説明ですが、理解というか、そうなると全体のことを説明してもらわんと逆にわがなくなるんだけんとも、今の説明ではわかりません。しかし、多分私が理解するところだと思うので、この辺についてはあれなんだけど、58万3,000円の財源は一般財源なの、それとも何財源になるのか確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらの財源の内訳の58万3,000円、こちら一般財源となっておりますので通常の一般財源、特に交付税ではないというふうなことで一般財源、何と言えいいのかな、特交ではない一般財源ということでご理解いただければと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。さっぱり、だんだんだんだんわけわがなくなっていくんだけど、これは後でちゃんと財政課長、この辺、ちゃんと説明できるような形で、多分財政課長は説明できるよな、この件については。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。済みません。同じような説明になってしまっは大変恐縮ではございますが、私のほうから。

今回、歳入のほうで72万9,000円ということで組んでいるのが、28年度の当初予算のほうで、ちょっと今、手元のほうに28年度の当初予算の資料、ないんですが、子ども子育て支援システム改修に係る業務委託料というのを措置しております。そちらのほうを当初、全部一般財源で組んでいたというところなんですか、今回、こちらの補助金の交付決定が72万9,000円あったということで、そちらを歳入で組んでいると。その分の一般財源、もともと72万9,000円入ってきた分を一般財源、その分、減額するというのが基本的な流れで、今回はそれとはまた別個に補正のほうで増額しているのが13節の委託料の14万6,000円とそれから25節の積立金の4,000円を合わせて15万円のプラスというのが、それと別個にあるということでの今回補正プラスで15万円、それから財源の内訳としては、国県支出金が72万9,000円のプラス、それから一般財源が58万3,000円のマイナスということで理解してございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。もともと今言った保育料負担軽減に係るシステム、今回のもとになっているのは267万8,000円です。そのシステムはもう既にそれはやっていて、しかしながら、後で国からその分として今回いただきましたよということの理解ですよね。

議長（阿部 均君）今の理解でいいのかどうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そのとおりでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。次に、20ページの都市計画費8.6.3の19の負担金補助金及び交付金の中の住宅かさ上げ助成金の減、918万4,000円、この内訳について、実績と内訳ですね、ついてお願いします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。28年度当初予算としてのかさ上げの件数というのは26件見込んでおりました。これはこれまでの実績等により計上しておりました、今回補正で16件減として上げております。これは実績により16件減で、補正後としては10件ということで、当初26件に対して16件減で10件ということになっております。

これの中身に関しましては、この件数に関しましては、当初は想定というか、これまでの実績等を鑑みまして件数を計上しておりましたけれども、この16件減に関しましては、募集後、定期的に建築確認申請等を県の仙台土木事務所のほうに聞きに行きまして、それをもとに現地調査をしておりました。結果的に16件減少になったんですけれども、その減少のところを精査しますと、当初予定の現地再建ではなくて、新市街地に移られたり別の場所に建てられたりという方々がおられまして、実際このような減少が発生してございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これは従来言われていた2種、3種のかさ上げのことですよね。そうすると、申請、これはいろいろずっと私も追っかけてきたものなんですが、3種区域の50センチというの、あれは現実のものではないというようなことで、その後、いろいろ改善された経緯があるわけですが、それは予算上げたくらいの、当然、想定して予算措置をしたと思うんですが、それがこういう形で減額しなくちゃならないということには何か問題があるのかなと、それ以降もですね、ということでの疑問での確認なんですが、ある人から聞くと、申請したんだげんとも断らったとかというような話もあ

るんだけんど、断った経緯というのがありますか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。対象外の現地再建でなかった方とかというのはございます。それで、対象要項に合致しなかったということではございました。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。とりわけ3種区域、2種区域での申請の場合には、そういったことはないという受けとめ方でいいんですね。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。4ページの明許繰越です。役場庁舎の新築復旧建設工事、確かに補正のときにありました。期間が延びるということも確認させていただきましたけれども、いつころまで業務完了予定でしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回延長させていただくということで全員協議会等々でもご説明申し上げましたが、建築工事の予算につきまして、私どもとしては6月議会のほうでご提案させていただきたいというように考えておりました、それを踏まえまして、おおむねその時期ぐらいまでには積算等々、終えていただくようなスケジュールでということで現在、考えてございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ということは、5月いっぱいぐらいということではよろしいのでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。基本的には積算、工事費がどのくらいなるかという予算の積算をしなければいけませんので、まずその金額的な部分はそのぐらいまでにはまず出していただくと。詳細の細かい部分ですとか、そういった部分が恐らく金額とは別に残ってくる可能性がありますので、その部分については、6月ぐらいまでには入るかなと思いますが、予算的な部分につきましては、6月議会にご提案できるような形で進めさせていただきたいというように考えてございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど課長の説明の中で、検討委員会開催して町民の方々からも広く声を聞きながらということでしたが、今年度は何回開催したのでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。検討委員会でございますけれども、28年度は全体の会議ということでは1回、それから、それとは別に町民スペースをどのように行っていくかということでの検討委員会のほうは1回、開催させていただいております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、この復旧工事の実施設計をするまでに、来年度まで、6月までをめぐりに何回ぐらい予定して、町民の声をどこまで反映させようとしているのかお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。実施設計の平面図と申しますか、平面計画と申しますか、そういったところにつきましては、今年度、実施させていただいた検討委員会のほうで一定の結論を得たというように考えております。ですので、今回実施設計完了までの間ということでの検討委員会等々の開催は考えておりません。

ただ、その後、町民スペースということで現在、どのような形で使うかというところは、まだ議論と申しますか、検討しなければならない部分というのはありますので、その部分につきましては、実施設計完了後でも皆様のご意見を頂戴してということは可能かと思っておりますので、その段階で改めてまたお聞きする機会を設けさせていただければというふうに思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。町ではいろんな検討委員会とか、町民の方々のお声をというふう

には言っていますけれども、どこまで反映されているのか、私は不透明でしょうがないんですけれども、その辺も踏まえましてぜひ町民の声を聞くのであれば、本当にそれを生かすためにどういうふうにしたらいいのか、それも確認させていただきたいと思いますので、実施計画終了までには何度となく開催していただくことを望んでおります。何回くらい考えては、いないんですよ。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回の役場庁舎の全体の件に関しましては、既に今年度、町民検討委員会のほうでの結論はいただいているというふうに考えておりますので、残っている町民スペース利活用の部分について、ちょっとスケジュールも詰まっておりますけれども、実施設計完了後ですとか、そういった段階で時期を見てご意見をいただくという機会は設けさせていただきたいと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。大きな計画ですので、町民の方々も納得いくような、そういうものにしていただきたいと思います。

次に、18ページ、そして、附属資料の7ページ、商工復興推進費の中の山元町地域町なか商業活性化支援事業補助金でありますけれども、9事業所を検討していたところ、3件だけなんですよね。それを再確認させていただきます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。確認だけではなくて中身についても一緒にご説明させてよろしいですね、はい。

当初の計画でございますが、今、議員おっしゃったとおり、9事業所ということで計画してございました。この中で、実際に今事業所が決定しているのは9分の8、8事業所については全て決定してございます。

ただ、残念なことに、1区画については決定に至っていないというふうな経緯がございますが、この8事業所のうち、実際にこの補助事業を活用されますかというふうな意向を全て確認とってございます。この8事業所のうち、施設整備に係るもの、そして、備品整備に係るもの、両方とも活用させていただきたいというふうに申し出た事業所が、実際は3事業所になります。8分の3になります。

しからは、残りの5つの事業所の意向はどうかというふうなお尋ねになるかと思いますが、5つの事業所のうち、4つの事業所につきましては、本制度については活用せんと自力で十分やれる範囲だというふうな回答があったのと、残りの1事業所につきましては、そもそもの制度に合致しないというふうなことから不採択ということで、結果、9の計画に対して3つというふうになってございます。

この件に関しましては関連してちょっとお話しさせていただきますが、今、岩佐議員からご質問のあったものについては、歳出予算で3,400万ほどの減というふうなことで、これに関して当初予算につきましては8,200万ほどとっていたんですよ。この8,200万ほどとっていたうちから今般、3,400万を減にして、残りの4,800万につきましては予算書の4ページのほうに記載してございますが、繰り越しというふうなことで対応したいというふうなことで考えてございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、8事業所が決定しているということですのでよろしいんですよ。残りが1区画、そういう解釈でいいんですよ。再確認です。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、22ページ、災害援護資金貸付金ですけれども、7件分、未償還のところは、今のところはないんでしょうか。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。今の未償還の方があるかどうかというふうなことでの
お問い合わせかと思えますけれども、災害資金の貸付につきましては、本来、もともと
据え置き期間というふうなのが設定されております。したがって、償還はこれから
始まってくる。実は来年度の予算を見ていただくとわかるんですけども、定期の償還
というふうなものは来年度から始まってくるという状況になってございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。20ページです。土木費の都市計画費都市計画復興推進費の中
の負担金補助金及び交付金のところの津波被災住宅再建支援事業補助金減というふうにな
っているんですが、17億、これの理由を教えてくださいんですけど。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。先ほど高橋議員のときもお答え申し上げましたが、
今回17億の減につきましては、もともとこちらのほうの補助金を計算する際に、25
年度の意向調査の数字をもとに執行見込みを立ててございました。今回その中で28
年度中にほぼ完了するということとおおむね全額について計上していたわけなんです
が、被災者支援室のほうで数値のほうを精査していただいた結果、件数及び単価についてか
なり差が出てきたといったところで、大きなお話ではございますが、17億減額という
ようなこととなってございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。津波被災住宅再建ということであれば、町外に転出なさった方
にも該当するんでないかと私は思うんですけども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。ただいまのお話につきましては、今の町のほうでの
被災者支援制度の中では対象とさせていただいていないところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。この再建支援事業を行う際には、当時の人口、そして、件数を、
戸数を勘案した交付金申請ではなかったかと思うんですけども、その辺について制度
をもう一度改めながらというようなことは考えてはいないんでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。今お話しいただいたものにつきましては、恐らく8
億円の使い勝手のいい基金の用途というようなことでのお話かと思えます。こちらのほう
につきましては、ハード事業以外については自由にある程度、使えるというようなこと
での用途についてはなっております。その使い方といいますか、そちらのほうの使
い方につきましては、町の方針の中で決定していいといった部分もございまして、今、
町のほうの方針といたしまして、町外に行かれた方についての支援策としては計上させ
ていただいていないというような状況となっております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。8億円の残額、幾らくらいあるんでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。8億円の部分の28年度末といいますか、今後の使
用見込みも出した上での残見込みとしてということで、今、被災者支援室のほうで計算
していただいた結果でございますが、1億6,000万弱程度、今の補助制度を全部実
施したということで仮定した場合に残として見込めるところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。1億6,000万という金額であれば、町長にお伺いします。
再度、この基金を有効活用し、どうしても転居せざる得ない、転居せざるを得なかった
方々を救おうという気持ちはないんでしょうか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この制度の活用につきましては、町外に転居される方、それぞ
れの事情、お立場の中で判断されたというふうな部分と、我々、残された中で有効に活
用すべしというふうなところでの大きな方針のもとにこれまで取り組んできているとこ

ろでございます。

そして、今の執行残になっている部分の有効活用ということでございますけれども、これも今までご説明してきましたように、最初、県を通じて頂戴した比較的町の裁量の大きい8億円ですね、それと、後で頂戴した一定の枠の中で利用が限定された43億だったのでしょうか、これの両方の基金をうまく組み合わせて全体の制度設計をしている部分がございますので、単純に8億円のほうが1億円以上残っていると云っても6月に向けて制度の見直し、拡充をしたいというお話しさせてもらっていますけれども、その中で43億円の執行状況の中で8億円の残っている分も相当セットで拡充のほうに資金を充当しなくちゃないと。そういう前後関係がございますので、ここで大きな方針変更ということはありませんということをご理解いただきたいと思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。多くの方々がこの町を離れざるを得ませんでした。その方々の気持ちを思うと、もう少し温かい心でここにまた足を運んでいただけるような、そんなまちづくりをしていくべきだと思いますので、ぜひこの辺、17億、まだほかの部分でも活用できることがあると思います。それを願って私は以上で質疑を終わります。（「訂正」の声あり）

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。済みません。先ほど助成制度、町の独自支援制度の中でということで、町外の方々に対する制度がないというふうになっちゃってお答えしてしまったところですが、一部43億の基金を使った部分で移転費につきましては、町外に移転された方の引っ越し代ですね、相当分につきましてはのみは基金のほうで対応させていただいている状況でございましたので、こちらのほうについては訂正させていただきたいと思います。（「じゃ、終わんない」の声あり）

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、その43億円の基金を活用して移転費、幾ら支出して、何件、幾ら支出していますでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。町外に移転をした方につきましては、28年度の数字しか今、持っていないんですけども、18件の決算見込みとなっております。金額につきましては468万5,000円となっております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、町内にとりよりも、新市街地に居住した方々には手厚く、そして、ほかの人たちへはというところで、大きな差が出ていると思うんです。被災者といえども大きな差が出ているのには私は非常に心外です。やはり同じような同等の、同じ被災を受けているわけですから同等の手厚いものを私はしていくべきだと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。残念ながらちょっと認識に大きなずれがあるように思うんですが、大きな意味で、基本的には町内に残った被災者の皆さんの生活再建を優先せざるを得ないような、もちろん、状況があるというふうな中で、制度設計をした中で議会の皆さんにもご理解をいただく中でそういう方向性をとってきたということでございますし、さらには、3つのまちづくりを防災集団移転の受け皿になる市街地を整備したときに、国から大きな交付金、国民の皆様様の復興特別所得税の負担の中で成り立っているこの新市街地、つくった方がいいが入居している人は少のうございまして、そういうふうな状況だけは避けなくちゃいけないというふうなことで、いわゆる政策判断の中で一定の町内でもその差異を設けさせていただいたということでございますので、これは町全体としての政策判断だと、そういうふうなご理解もよろしくお願いを申し上げたい

と思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。移転費、1件当たり26万円ですね、大体。それと新市街地の転居者の方々、もちろん、同じ被災者です。自力再建した方々、町で災害公営住宅も建ててくれました。そこに入居して今、生活が始まっています。でも、同じ生活を歩み出しているんです。そのことも踏まえながら再度、検討していただきたいと思い、ここで終了します。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第15号平成28年度山元町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第21号から日程第11．議案第26号までの6件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

議案第21号については、企画財政課長八鍬正信君。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、黄緑色の表紙になります平成29年度一般会計予算書のほうをご覧いただければと思います。黄緑色の表紙、1枚、おめくりいただきまして、議案第21号平成29年度山元町一般会計予算でございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は133億6,484万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は第1表によるものでございます。

続きまして、第2条でございます。こちらは自治法の規定によります債務負担行為を設定する事項、期間及び限度額につきまして、第2表のとおりでございます。

続いて、第3条でございます。こちら自治法の規定によります地方債の起債の目的、限度額、方法、利率等々につきまして定めているものでございまして、こちらは第3表によるものでございます。

続いて、第4条でございます。地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定めるものでございます。

続いて、第5条でございます。こちら自治法の規定によりまして、歳出予算の

各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

内容といたしましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係ります予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

それから、ページが飛んで恐縮でございます。114ページをお開きいただきたいと思っております。

114ページ、それから115ページ以下、2の給与費明細書でございます。こちらのうち、1の114ページの特別職でございますが、こちらの表で本年度の部分の一番上ですが、長等となっております。こちらが本年度、職員数4名と記載してございます。それから、その下の前年度の欄をご覧いただきたいんですが、前年度の長等の職員数が3となっております。こちらにつきましては、前年度まで教育長につきましては一般職の扱いとなっておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育長は特別職として取り扱うことと成立されたことから、本年度、1人増の4名というふうな記載となっているというものでございます。

以上、議案第21号の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第22号、議案第23号及び議案第24号について、保健福祉課長桔梗俊幸君。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、今、紹介ありました議案3本、特別会計3本になります。そちらの説明をさせていただきます。

まず初めに、黄色の表紙でございます。平成29年度国民健康保険事業特別会計予算書、こちらのほうをご用意いただければと思います。1枚、表紙をおめくりください。

議案第22号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は20億9,827万2,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。

続いて、第2条でございます。地方自治法の規定によりまして、債務負担行為を設定する事項、期間及び限度額につきまして、第2表のとおりとするものでございます。

次、第3条でございます。こちらでも地方自治法の規定によりまして一時借入金の借り入れの最高額、こちらを1億円と定めるものでございます。

第4条でございます。こちらでも同じく、地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めてございます。

読み上げます。第1号です。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上が議案第22号の概要でございます。

続きまして、グレーの表紙になります。平成29年度後期高齢者医療特別会計予算書、こちらのほうをご用意いただければと存じます。グレーの表紙になります。1枚、表紙をおめくりください。

こちら、議案第23号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は1億6,601万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。
以上が議案第23号の概要でございます。

続きまして、ピンク色の表紙のこちら平成29年度介護保険事業特別会計予算、こちらになります。こちらのほう、ご用意いただけれどと。同じく1ページ目、表紙をおめくりください。

議案第24号平成29年度山元町介護保険事業特別会計予算でございます。まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は13億4,496万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は第1表によります。

続いて、第2条でございます。地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

こちら読み上げます。第1号です。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

以上が議案第24号の概要となります。

議案第22号、23号、24号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第25号、議案第26号について、上下水道事業所長大橋邦夫君。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、まず水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書は白色でございます。お手元にご準備願います。

議案第25号平成29年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条は総則であります。

第2条、業務の予定量で記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予算について申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、総額4億6,347万7,000円と定めるものでございます。

支出第1款水道事業費総額4億2,808万6,000円と定めるものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出予算について申し上げます。

収入、第1款資本的収入総額1億6,809万9,000円と定めるものでございます。

支出、第1款資本的支出総額3億1,636万円と定めるものでございます。

ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、2ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為について期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条、企業債、目的、限度額、起債の方法、利率等を記載のとおり定めるものでございます。

第7条、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでござい

ます。

第10条、他会計からの繰入金を定めるものでございます。

第11条、棚卸資産購入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

以上、平成29年度水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

次に、平成29年度下水道事業会計予算書についてご説明申し上げますので、水色の表紙の予算書をお手元にご準備願います。

1枚めくっていただいて、議案第26号平成29年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条、業務の予定量で、記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予算について申し上げます。

収入、第1款下水道事業収益総額6億9,850万4,000円と定めるものでございます。

支出、第1款下水道事業費総額5億3,952万8,000円と定めるものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出予算について申し上げます。

収入、第1款資本的収入総額4億7,240万4,000円と定めるものでございます。

支出、第1款資本的支出総額7億1,195万7,000円と定めるものでございます。

ここで、収入が支出に対して不足する資金につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為で、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条、企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還は記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第10条、他会計からの繰入金を定めるものであります。

第11条、棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上、水道事業会計、下水道事業会計予算について説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後2時10分 休 憩

午後2時20分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから平成29年度予算編成方針並びに議案第21号から議案第26号までの6件に関する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、議題外にならないように、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、平成29年度予算案検討に当たり、総括質疑を行います。

まず、大綱第1、財政の健全化対策についてです。大きなテーマということになりますが、これは選んだ背景につきまして多少ご説明申し上げます。

発災後、6年が過ぎ、我が町との復旧・復興も70パーセントから80パーセントぐらいに進んだということで、山場を越えたと見られるわけですが、平成29年度の予算が提示されました。今後、想定されます人口減少、少子高齢化の影響により、自主財源である町税の全面回復は見込めない状況にあると、今後とも非常に厳しいというところは、誰もが認識することではないかと思えます。

持続可能な財政運営の確保には税収対策はもちろん、大切であります。一方で歳出の見直しと申しますか、歳出をどう優先順位をつけてどう町民のサービスを向上させるかというのが大きな大命題であろうと思えます。

復興予算、関連予算については、町長の冒頭の施政方針演説並びに予算書、附属書、その他に詳細に書いてあります。私も、昨年の中ごろの総括質疑では、投資的経費というものについて質疑をさせていただきました。ことしは義務的経費ということに焦点を絞りました。質問させていただきます。

なぜ義務的経費を取り上げたか、例えば子ども子育て支援とか、高齢者福祉とか、いろいろよそに負けないような県内随一の施策を講じたと自信持って言われた。

一昨日初め、10人の一般質問がありましたが、そのうち、7名が子育て、その他の支援について質問を触れた、私も触れましたけれどもありました。これは子育て支援、県内で随一だと、ことし、来年あたりだけ随一であって後はどんどん置いていかれるということでは困るわけで、続けるためには何が必要か、これは確実な財政の裏づけがあって初めてやれるわけでありまして、したがって、健全財政を維持するというためには、私は義務的経費も当然、行政改革という観点から必要ではないかということで、それがどのように今回の予算に組み込まれているか、そういう観点から見ましたけれども、町長のほうと先ほども申しましたけれども、説明とかなんかに、余り義務的経費というのについては説明がなかったということで、今回取り上げた次第でございます。

そこで、再度、細部について申し上げますが、財政健全化対策についての1点目として、財政健全化に向けて行革の観点から予算案にどういう考え方で予算案作成に望んだのか、町長のお考えをお伺いするものであります。

それから、2番目、義務的経費、これは民間企業であれば、固定費と変動費ということになるわけですが、固定費は人件費、扶助費、公債費、借金の、「こうさい」って冠婚葬祭の交際費でありまして、借金を返すという公債、これは町でも義務的経費ということで人件費、扶助費、公債費、これらをどういう方針で予算編成に当たったのかお伺

いします。

それから、3点目、先ほども申し上げましたけれども、70パーセントから80パーセント、復興も進んだということで、大変全国から派遣職員の方々に応援いただいて大変ありがたいことではありますが、震災関連の予算がひところの700億から130億、その中の一般予算、会計予算ですか、そのうちの80億ほど昨年よりも減っているということですが、一方、派遣職員は過去最大の135名を予定しているという、そういう予算になっていると。その辺は、行革あるいは健全財政という観点からどう反映されたのか。私は余り反映されていないんじゃないかと。もちろん、職員さんが大変だというのは十分わかりますよ。だけど、取捨選択しながらやると、町長がよく言っておられる。そういったことも必要じゃないかということで、3点目、派遣職員、必要人員であるとか、費用についてお伺いするものであります。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、財政健全化対策についての1点目、行革の観点から予算案に講じた具体策についてですが、新年度の予算編成に当たっては、震災復興計画に掲げる後期行動計画や私の選挙公約の実現を最優先としつつも、毎年、ローリングを行っている中期財政見通しを参考にしながら、人口減少を見据えた公共施設のあり方や事務事業の見直しなどを徹底的に行い、限りある財源の中ではありますが、道路や河川、排水路の維持補修など、町民に身近な環境整備を重点的に進めるとともに、町の重要施策である子育て支援、定住促進対策のさらなる充実強化に努めたところであります。

具体的な取り組みとしましては、厳しい財政状況にあることを踏まえ、歳出面では、経常的経費については実績ベースでの計上を徹底し、不用額の削減に努めましたほか、施設の維持補修費や更新に係る経費については、中期財政見通しを参考にしながら現況を確認し、優先順位づけを徹底することで、年次計画による計画的な予算編成を実施いたしましたところでございます。

また、昨年10月にシルバー人材センターが開所されたことを踏まえ、同センターと連携を密にし、公共施設の草刈りなどを委託することで可能な限り、維持管理費の縮減に努めたところであります。

なお、新年度予算においては、復興交付金事業を活用し、大型車両の土砂運搬で破損した町道の舗装について、町内全域で補修工事を実施する復興事業に伴う道路補修事業、約11億円を計上しております。この事業の予算規模は、通年の道路維持補修費の10倍を超える大型プロジェクトであり、事業実施に伴い町単独事業である後年度の道路維持補修費が相当程度、縮減されるものと期待しております。

一方、歳入面については、道路整備事業等について、後年度の負担にも十分配慮しながら地方債を最大限活用したほか、震災復興寄附金を初めとした各種寄附金についても積極的に活用し、可能な限りの財源対策を講じることで財政調整基金の取り崩し額の縮減に努めたところであります。

次に、2点目、義務的経費についてですが、義務的経費とは、人件費、公債費及び法令の規定などにより任意に削減することができない扶助費からなり、非弾力的な性格の強い経費であり、この支出がふえることは、他の行政経費に充てる一般財源の減少、すなわち財政構造の硬直化につながっていくものと認識しております。

新年度の一般会計予算における義務的経費については、約28億2,500万円となっており、前年度より0.5パーセント、約1,600万円の増となっております。

内訳を申し上げますと、人件費については、退職手当負担金及び共済組合負担金の減等により約3,300万円の減、公債費については、復興公営住宅に係る地方債の一部が据え置き期間が終了し、本償還が開始されたことなどから約1,900万円の増、扶助費については、社会保障費のうち、自立支援、介護訓練等給付費等について、サービス利用者が増加したことなどにより約3,000万円の増となっております。

町では、これまでも職員の定員管理を初めとして減債基金の活用や被災施設に係る地方債の繰り上げ償還、また疾病の早期発見及び予防対策に取り組み、義務的経費の節減に努めてまいりました。

新年度予算においては、こどもセンターに隣接するつばめの杜中央公園並びに町東公園に、誰でも気軽にストレッチや簡単な筋力トレーニングなどができる健康遊具を設置し、住民がみずから健康増進に取り組む環境を整備するほか、町民が健康的な生活習慣を身につけ、健康意識を高めることを目標にした「元氣やまもと・みんなの健康まつり事業」を新たに実施するなど、健康増進事業の充実強化を図ることで、義務的経費のさらなる抑制に努め、健全で持続可能な財政運営につなげてまいりたいと考えております。

次に、派遣職員、これの必要人員及び費用ということについてでございますが、今年度においては、つばめの杜地区の山下第二小学校や子育て拠点施設の供用開始、JR常磐線の運転再開、市街地の整備完了など大きな山場は越えたものの、発展期の2年目となる新年度には、役場新庁舎建設を初め、避難路などの大規模な道路改良工事や東部地区の農地整備事業など、依然として各種の震災復興関連事業が控えており、その事務事業量を勘案しますと、あと2年程度は現員体制を維持したいと考えております。

こうしたことから、新年度の当初予算においては、職員条例定数310名からプロパー職員175名を差し引いた派遣職員など135名分を計上しているところであり、係る派遣元自治体に対する人件費負担金や宿舍借り上げ料など約13億7,000万円を措置しております。

なお、震災復興事業対応に係る町任期つき職員及び全国からの派遣職員、合わせて135名分の経費については、全額震災復興特別交付税により手当てされることとなっており、町費での負担、これは発生はいたしません。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。第1点目ですね、財政健全化に向けて行革の観点がどのように予算に講じたのかというお尋ねをしたんですが、中期計画の見通しに基づいてとか、いろいろ話、ありました。しかし、具体的なあれについては、ちょっと余り触れられていなかったかなという。

ところで、今の時期には予算ですね、県も各自自治体も。宮城県の予算、これは新聞のタイトル、一言でいうと、復興新ステージ、ソフト重視に移管、移行。岩手県予算、復興後、問われる真価ということで、経済活性化に軸足と。いろんな表現で予算を……。

町長は、今年度の我が町の予算編成に当たって、一言で言うと、どんな方針で組むべきだというふうに指示されたのか、あるいは一言で言うと、我が町の133億、一般会計ですが、予算案については、一言で言うと、どういう町民に対してPRするのか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども一部触れさせていただきましたように、全体として復

興絡みの取り組みを中・長期スパンで見ますと、ゴールまでおおむねあと2カ年ということでございますので、いわゆるこの8年間にわたる復興創生の総仕上げというふうな思いで新年度の予算、あるいは向こう2カ年度、取り組む必要がありますよというようなこと、それとまたこの期間、一定の課題、懸案が残りますので、人力的にも引き続き同規模程度の、今年度並みのできるだけ規模を確保できないと、なかなか残された2カ年度のスムーズな事務事業展開は難しいよと、そんな思いで予算編成をしたところでございますし、こういう点を今後とも皆さんにご理解いただけるような取り組みをしなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。一言で言うということでお尋ねしたんですが、私の個人的な感触、受け取りを申し上げますと、どうもよそと違いますか、他に頼り過ぎ予算ではないかなど。派遣職員の方もそうだし、予算も国とか県に頼り過ぎと違いますか、いわゆる行革の観点からいくと、自主財源をどう確保するのかという観点が余り入っていない。

もちろん、今、震災復興もまだ道半ばですから、それに力を入れなきゃならないのは十分わかりますが、ただ、2年後から初めて行革を考え方を取り入れましょうと言ったって、なかなかそうはいかないだろうと。今からそういう感覚を町職員もそうだし、町民もそうだし、理解しながら健全体制を、財政体制をつくっていくというようなものが必要だろうということでこれを取り上げました。

この1番目については、最後にもう一回取り上げますが、2番のほうに移らせていただきます。

（2）義務的経費、人件費、扶助費、公債費等について伺います。先ほど話しありました扶助費、公債費というのは、当然、決まった返済とか、生活で困っている方に扶助、あるいは子育てその他にも扶助ということで、これは当然、カットできないというのは十分、ただ、人件費については、考えようでいろいろ予算上ですよ、予算上は幾らでも町長の基本方針を反映させられるんじゃないかと思うんですが、いかがかなど。

先ほどの話ですと、一般会計のほうの人件費のほうは1,600万円増だという。よく見ますと、この予算書ですね、見ますと、人件費、特別職が1,049万でしたかね、正確な数字あれでしたが、1,000万円ちょっとふえているんですね。

先ほど企画財政課長から話しありました。去年は3名で見たけれどもことは4名で見たと。4名というのは、あるいは特別職というのはどういう職なのか、町長、副教育長、教育長だと思うんですが、4名というのはどういう内訳かお尋ねします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。質疑にお答え申し上げます。

町長、現在、副町長1名、そして、教育長の3名が特別職に在籍をしておりますが、副町長の定数条例上は2名というふうなことで、人件費等の取り扱い、予算措置上の取り扱い上、条例定数のマックスというのが一般職の取り扱いでございます。このような観点から、可能性としては4名まで特別職が在籍できるということで4名の予算措置計上、なお、このことにつきましては、ちょっとそれまで恐縮でございますけれども、その他の委員の関係の関係につきましても、そのような考え方の中で統一的に予算措置がなされているというところでご理解をいただきたいというふうに存じます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。町長にお伺いします。予算を4名分組んだと。よく町長と、議会承認をいただいたからということあれですが、ここでこの予算が、4名分の人件費が承認になった場合には、副町長をお2人、推薦するというお考えなんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。いや、ここに来てそういう考えではなくてですね、例えば28年度の関係は教育長を除いて特別職は3名分の予算が計上されていると、そういう同じ考え方で今、総務課長が申したように、具体的に複数の、もう一人の副町長を提案するしないというようなこととはまた別問題として、枠としての予算を毎年、複数の副町長制にご承認していただいた以降、同じような考え方で措置だけはさせていただいていると、形だけは整えさせていただいているというふうなことでご理解いただきたいというふうなことでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。条例であるから、条例で4名になっているから4名を、副町長2名を想定しているだというお話ですが、もう一度確認しますけど、副町長を今年、あるいは今年度途中でもいいですが、2名とするというお考えがあってこれ組んでいるんじゃないかと思わざるを得ないんですが、その辺はいかがなんでしょうか。2名にする予定なのか、1名でいくのかの確認だけ、お考え。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。新年度どうかという部分、これはその時々的情勢判断もありますからあれですけども、前段申し上げましたように、あくまでも今までどおり、枠分だけは予算措置はしていますよというふうなことでございます。はい、そんなことで、はい。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今までどおりということで、実はこの件は昨年も私は気がついておったんですが、先ほども申し上げましたように、投資的経費についての質問だけだったものですから、義務的経費ということでこれは取り上げなかった。昨年もこうだからことしもこうだということは、ちょっと理屈といたしますか、通じない。

それともう一つ、その関連で。先ほどこの予算書の第4条でなくて第5条、給料とか職員手当は、流用できるとあるんですね、総体的にこう。相互の人件費というトータルで見ているのかもしれませんが、そうすると、流用できるということは、どんなんでも一回、予算通っていればできるという考え、大きく言えばね。そういうつもりはないとは思いますが、こういう非常に便利なあれからすると、町民からすると、何だ、そんな曖昧な、民間ではこんなこと、あり得ないような予算の組み方をされるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと。

であれば、条例に4名あるから、副町長2名あるから予算組んだというのであれば、条例を1名に変更したらどうですか、町長。そういうお考えはありませんか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういう考え方もあろうかというふうに思いますけれども、少なくとも複数にお認めいただいた以降、同じような考え方で踏襲してきているということで、他意はございません。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。いわゆる副町長1名体制でいくんだというお考えと確認していると思うんですが、確認しているんですが、私はね。であれば、条例、そんなこれから人口ふえるというのはちょっと考えられないだろうし、いわゆる2名にしたときには、震災復興で大変なんだということで、当然、議会も町民も理解して何とか早く、一歩でも早く、1年でも早く復興を進めるべきだということで賛成したわけで、先ほども申し上げましたとおり、復興が進んだと、完璧には終わっていないけども大分進んだという認識で町民も、あるいはまちびらきも全国的に発信したわけですが、こういうわけでまちびらきしましたよと。そうすると、皆さんは峠は越したと当然、受けとられるわけですね。私らもそのようにとるとということからすると、条例変更しても私はいいいんでないか

と。条例にあるから4名を人件費組んだというのであれば、条例変更して1名にして、必要であれば、また2名にするのもやぶさかでないと思うし、そういう考えがないかどうか。きょう、あす、どうのこうではありませんけど、そういう基本的な考え方だけ、いわゆる行革の観点からも含めてもちょっとおかしいんじゃないかと私は申し上げたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに復興のステージに応じていろいろ事務事業のボリューム、そしてまた、派遣でご支援をいただく規模等々を含めまして、やっぱりその一連の中でご指摘の問題も捉えて整理していく必要もあるだろうというふうなご指摘、ごもっともでございますので、今後の、今回はそこまでの考えは及んでいない部分があったかもしれませんが、今後、必要に応じて見直しをさせていただきたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今後、検討するということで確認といたしますか、とりました。今後、いろいろな意味で、ステージでこれもまた取り上げるようになるかと思えます。

そこで、3番目、(3)に移りますが、派遣職員、必要人員はどんな計算をしたのか。もちろん、各課で人、足りないというのは、十分、私らもいろいろな意味で見聞きしておりますし、包括支援やら、被災者支援の方、あるいはまちづくりの方、土日も休まずに、産業振興もそうですが、一生懸命に現場に向いて、あるいは日曜日とか電話すると、役場にいるだというような、一生懸命やっておられるのは十分わかります。

しかし、27年のときにもこの派遣職員の方、114名だったはずで、予算実績ね。予算だけで見ると、昨年は125名で予算組んでいるのかな、126名ですね。その予算の編成だけから見ると、135名と6名またふえている、毎年毎年ふえている。予算金額も非常に減っているんだけどもふえている。新庁舎にしたって何にしたって、まだあるとはいいいながら、大分いろいろここ2年ぐらい時間をかけて進めてきているはずで、一からではないんですから進んでいると思う。

そんな中で、派遣職員の方を135名ですか、検討しているという予算案を出している。これ、135名は4月から補填されるというふうに考えていいんでしょうか、それとも交渉していて、いや、120名ぐらいしか今のところ、ないと言っているのか、その辺の状況はどうでしょうか。

議長（阿部均君）総務課長でよろしいんですか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ちょっとご質問と関連があるので、お許しをいただければ前後関係をちょっと補足をさせていただきながらお答え申し上げたいというふうに存じます。

基本的に310名、条例定数というふうなことでございます。条例定数いっぱい予算計上しているということにつきましては、予算継続の原則に従いまして、人件費の予算計上の仕方という部分について、定員いっぱい計上するというふうなことで本町の予算案は取り扱われてきているということが、まず大原則でございます。

そうした中で、本来、プロパー職員というふうなものの数につきましては、170名が現行定員管理上の一つの目標値でございます。それに対して、先ほど175名というふうな答弁もありましたけれども、これは震災以前における一定規模における職員勢力というふうなものと財政健全化の視点というふうな中で170名というものが導き出されたところであります。

その後、23年の震災によって今日に至っておるわけでございますけれども、この間における職員の数の考え方につきましては、極力財政に過度な負担を招かないような形

の手法を取り込みながらということで、正職員170名を一つの目標値に置きながら、町長答弁にもございましたように、自治法派遣職員なり、任期付職員の採用なりというところで、これは繰り返しになりますけれども、震災復興事業対応分として国のほうから財源手当てがなされるということ、こういったことも加味しながら、職員の必要数確保に向けては、極力財政負担、将来に及ばないような、そういう観点を大切にしながら計上させていただいておるところであります。

次に、来年、135名、確保できるのかというふうなことでございますが、前段の枠取りをしている関係がございまして、これイコール来年度の需要見込みイコール過去数かという部分については、端的に申しますと、具体の関連性はないと言わざるを得ません。現状におきまして、各課のほうからの必要見込み数を積み上げた数字につきましては88名程度、これが必要だというふうなことでございます。この確保に向けては、昨年7月から経過年数、鹿児島県のほうの地震とか台風10号の影響、年数の経過でマンパワーの確保が大変だという危機感を持って臨み、現状におきましておおむね88名の要望に対しての86名ぐらいが確保できるような見通しに至っているところであります。

よって、実際の派遣職員、自治法派遣というふうな形におきましては、これ前後の数字が新年度、4月1日に向けた派遣職員の数というふうなことになってまいります。

なお、復興庁派遣の復興支援専門員につきましては、この人数外というふうな取り扱いのルールになってございますので、派遣職員プラス復興庁の復興支援専門員、こういったものが外部の応援職員に係る総数というふうな捉えになってこようかと思っております。

こういったことでございますので、135名との実際的なかわりという部分につきましては、一定の乖離がありますことについてはご了承いただきたいというふう存じます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今の説明聞きますと、さらに疑問が、新たな疑問も出てきます。

職員条例定数310名なんで、プロパーが170名だから、さっきは175名ですね、135名にしたと。この多少の誤差は。

と同時に、各課からの吸い上げの要望は88名であったと。と、43名のあれは、政策的に誰がどう判断して43名を組めと言ったのか。いわゆる310名の定数条例があるから、それ目いっぱい組んだという、さっきと同じ、役職の人事も4名枠あるから4名全部組んだんだと。実際は副町長1人で3名があれだと。これも全く同じような考え方というのは問題ありませんかということをお願いしたいですね。しかも、乖離が随分あるんですね、88名。もちろん、必要だろうということで組んでいるのはわかるんですが、その辺をもうちょっとシビアに予算組まないとだめじゃないかと。特に義務的経費は、扶助費とか公債費はカットできません。先ほども話、出たわけですが、私もそこは十分理解しています。

人件費は調整できるんだろうと、できるんですよ、できるはずなんです。これは民間と同じ。民間で経営が厳しくなってくると、もちろん、売り上げとか厳しくなってくると、固定費に手をかける。固定費ということは人件費、わかりやすく人員の、職員のカットということになるわけですね。そういう考えがどうも甘過ぎませんかということをお願いしたいんですが、どうなのか。町長のお考えをお聞きします。そういう考え方がどうも見えない。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど総務課長から申し上げましたように、町としてこれまで

の人員費、条例定数との関係で長年、こういうふうな取り扱いをしてきているというのがベースになっているというふうなところがございます。これを行革の視点、観点でというふうな部分、もう少しシビアにという部分、それはそれとして大切にしながらも、まだ一定程度の体制を維持しなければならないというふうなことも鑑みたときに、当分の間、条例定数でもって予算措置というふうなところで少しこの関係については対応していかなくちやないと、そういうふうな部分でございますので、前段の特別職のところでも申し上げましたとおり、やはりそういう今までの流れは流れとして、復興のステージに応じた条例定数というものの見直しもあってしかるべきかもしれませんし、さらにプラスさせていただけば、一般質問等でもいろいろご提案、ご要望ありますように、山元町の課題解決するためにどこにマンパワーが必要なのかと。保育所、商工観光ですね、そういうふうなものをもう一度フラットにする中で、本来あるべき定数というものを精査していくことも念頭に置きながら、この問題に取り組む必要があるかなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほど来、何回も申し上げますが、復興、震災関連の予算を大幅に、震災、おかげさまで進んでいるということもあって、あるいはいろいろ他町村からお手伝いいただいているということもあって進んでいるというものはわかりませんが、もうそろそろ行革の観点からそういう手を打っていく必要があるんじゃないかということで、再度、（1）に戻りますが、最後、仕上げということも含めて、まとめということも含めて1 番に戻ります。

長野県に奇跡の村というのがあるの、去年の5、6月ごろですか、NHKテレビでもやっていました。日経ビジネスでもずっとシリーズで取り上げていますが、下條村、奇跡の村と言われている。これについては、町長、ご記憶ないですか。

17、8年前から町長がかわったということで、ここ7、8年前から子育て支援に非常に力を入れた。若者定住ということに力を入れて若者がふえた。若者がふえたということは、子供が2、3人、1家族。毎年、20世帯ぐらいずつ移住してきたと。非常に今、健全財政になっている。これは7、8年前。しかし、そういう体制をつくるのには、それで財政が非常に健全化されて奇跡の村と言われるような状態になっていると。

その7、8年前にどういうことをしたかと。いわゆる行財政改革というものを民間から出身の町長が取り組んだと。もちろん、職員の意識もそうですし、町民の意識も変えた。徹底的な行革をしている。4,000人くらいの村ですが、職員は8名でやっている、ああ、8名でない、1,000人に8名、ですから32名。当初は56名の職員だったと、その町長が就任したときね、17、8年前ですけれども。今はどんどん、どんどんいってもあれですが人口はふえていると。

いわゆる先ほどもちょっと触れましたけど、我々、同僚議員も10人中7人が取り上げるくらい、盛んに町の子育て支援とかの評価はしています。しかし、これを続けている。続けるためには何が必要かという、再度申し上げますが、健全財政で、財政の裏づけがなかったらできませんよと。国とか県とかばっかり予算当てにしたってうまくいくわけないというか、それは期待しないでやるというのが基本で、どうしても場合は。まして、今、過疎というレッテル張られそうな状態、こんなことでいいのか、私は非常に残念だ。

そこで、今から行革という観点、観念を徹底的に取り入れて持続可能なまちづくりを

すべきだというふうに思ってこの問題を取り上げたんですが、最後に町長のご所見をお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに持続可能なまちづくりを進めるためには、一定の財政需要、行政需要を賄う、自主財源を一定程度、しっかりと確保するような、そういう体制づくりですね、大事にしていかななくちゃないと、全くそのとおりでございます。

私、先月28日の議会開会日の提案理由説明の中でも触れさせていただきましたけれども、確かに町の自主財源でございます町税ですね、まだまだ震災前の水準には達していないと。総額ではそのとおりでございます。

しかし、私はあえてあそこの中で触れさせていただきましたのは、町民1人当たりの町民税は、それなりに向上している部分もございますよというのが一つございます。

さらに、今後、そういう面で期待できるとすれば、新しく新市街地を中心として被災された方々が家屋を新築されておりますけれども、これは一定期間、税の新築の軽減措置がございます。あるいは企業さんがいろいろと復興特区の関係なんかで一定期間、減税、軽減措置がございます。これがいずれここ数年間でその適用期間が切れます。さらには、一般質問等でお答えしていますように、東部地区の事業完了による農地なり、非農用地の今非課税にしてございますけれども課税が開始されると、あるいはガスパイプラインが今、敷設されてございますけれども、稼働後には一定の償却資産も入ってくるというふうなこと等もございますので、私は決して悲観した町税の推移ではなかろうというふうに思います。皆さんと一緒に取り組んできた部分が、今後、一定期間の中で、いわゆる復元といいますか、増収といいますか、そういう部分にもつながってくる部分もございます。

さらには、やはりこの施設ですね、建物等の統廃合なり、やはりしっかりとその辺をしていくことで、できるだけ収入を増やす方策、歳出を減らす努力、それをまさに議員ご指摘のような視点で引き続き取り組むことによって、持続可能なまちづくりのベースをしっかりと確保していければなというふうに思っております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。るる、町長、説明ありました。こういうことで財源が、町税はふえると。2、3、今、3点か4点かな、説明ありました。それは結構なことです。

しかし、それはそれで結構ですが、町として努力して経費を削減するという考え方ももっともっと入れていくべきでないかということで申し上げ、もちろん、こんなことは皆さん、わかっているんで、あえて私、こんなこと、申し上げるあれはないんですが、先ほど申し上げました長野県の下條村の例を挙げますと、子育ての例を挙げましたけど、これは新しい公共ということで公共事業のやり方も村民に協力していただきながら徹底してコストカットをしているんですね、町の持ち出しをカットしている。例えば道路工事、これは町は資材は提供するけども、一応工事は地元の仲間でやってくださいよと、例えばの話ですがね。

そういったことも含めて一昨日来、共助、支え合い、シェアリングというふうなことを申し上げましたけど、そういう考え方をもっともっと今度、取り入れて我が町でもやっていくべきじゃないかと。シルバー人材センターなんかも、確かに私は大分前からも言っていましたけどあれはいいあれ。高齢者も、参加した高齢者も喜んでおられるし、町だって助かるだろうし、いわゆる町でやる部分を、例えば半額ぐらいで前と同じような、町で計画していたと同じような環境づくりできるわけですから、そういう手法は、

私は何も職員のカットだけしなさいという、すべきだということを言っているんじゃない。もっと町民に協力してもらえよう外注に出して、町民にですよ、よその会社じゃなくて、町外の会社じゃなくて、町の住民にもっと協力してもらおう。それには1人1人件費600万、700万、役場職員、かかるんだったら、その人らに200万、100万払ってでもやってもらったらいんじゃないかという、そういうトータルの行革も考えるべきでないか。もちろん、職員に負担かかっては困りますので、健康状態とかいろいろありますので、そういうことなんないでやる方法は幾らでもあるんじゃないでしょうかと、もっと研究してやるべきじゃないかと。研究、されているんだと思うんですが、どうもこの予算編成上も余り見えなかったものですからこの機会にこれを取り上げさせていただいたということで、町長もその辺も今後の町政運営にぜひ反映させていただいて、頭の片隅にでも入れていただいて、ぜひできるもんから取り組んでいただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時20分といたします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、ただいま提案されております各種会計からのうち、平成29年度の一般会計予算について総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は、公共施設等総合管理計画についてであります。新年度予算施策にどう生かされているのか、そして、その計画に基づく取り組みと現在ある公共施設等の今後について伺います。

2件目は、2017年度当初予算案についてであります。一般会計のですね。予算編成に当たっての基本的な考え方について、また当初予算と中期財政見通しの関係について、そして、それは予算編成に当たってどう生かされているのかについてお伺いいたします。

3件目は、3件目は、新年度の行政執行体制、行政組織機構についてであります。

1つ目は、新年度の予算執行に当たっての体制、どのような体制で臨むのかということであります。

2点目は、再任用の対応について。

3点目は、定年延長の対応を考えているのかどうか。

そして、4点目、先ほども出ましたが、副町長人事の考え方、そしてまた、その対応について。

以上、3件を総括質疑といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、公共施設等総合管理計画についてですが、現在、当該計画の基礎データと

なる町有財産に関する固定資産台帳の整備とあわせて公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでおります。

この計画の内容は、収集した固定資産台帳のデータをもとに、総務省が示す一定の指針に基づいて町が保有する各公共施設等について、貸与年数や利用状況、ランニングコスト、施設の現状等を分析をし、施設管理の基本的な方向性を示すものであります。

この計画に基づく施設の除去、集約については、財政措置として地方債も活用できますことから、鋭意検討を進めているところであります。

なお、個別施設の具体的な取り扱いについては、さらに施設ごとの個別施設計画の検討を行っていかねばなりません、その前段として全体を取りまとめ、全体的な方向性をまとめるものが本計画となっているということでございます。

したがって、新年度予算においては、今後、町が保有する公共建築物の基礎情報等を一元管理し、各施設の計画的な保全管理や個別施設計画の策定に資するべく公共施設等マネジメント支援システムの導入に係る経費を措置したほか、計画策定に先駆けて公共施設のスリム化を図るべく、役割を終えた仮施設など一部施設の除去費用を盛り込んだところであります。

今後、これに加え、先ほど触れたマネジメント支援システムなどを活用し、適切な維持管理や長寿命化、あるいは類似施設の統廃合や縮小など、全体的な維持管理コストの軽減につながる方策や利活用、最適な施設利用を目指し個別施設計画の検討に取り組んでいく必要があると認識しております。

次に、大綱第2、2017年度当初予算案についてですが、我が町の財政状況は、歳入面では税収見込みについて復興事業の着実な進捗により、市街地等での建築や太陽光発電設備などが増加したことから、新年度予算は前年度より約4,500万円の増となるなど、顕著な回復傾向を示しております。

一方、歳出面では人口減少問題対策、公共公益施設の維持管理等に一定の財政出動が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が継続することが想定されております。

このような状況を踏まえ、新年度の予算編成に当たりましては、震災復興計画に掲げる後期行動計画や私の選挙公約の実現を最優先としつつも、毎年、ローリングを行っている中期財政見通しを参考にしながら、人口減少を見据えた公共施設のあり方や事務事業の見直しなどを徹底的に行い、限りある財源の中ではありますが、道路や河川、排水路の維持補修など町民に身近な環境整備を重点的に進めますとともに、町の重要施策である子育て支援、定住促進対策のさらなる充実強化に努めたところであります。

予算編成に当たっては、特に投資的な経費については、中期財政見通しに計上された推計値や新年度予算要求額の乖離を確認するとともに、翌年度以降の執行見込み額の推移も確認しながら、中・長期的な視点で判断しております。

また、新年度予算には子ども医療費助成事業のさらなる拡充や、県内でも最高水準にある定住促進事業との相乗効果により、本町への安定した移住、定住を促進するお試し移住交流推進事業など初め、多くの新規事業が盛り込まれておりますが、新たな行政需要への対応や新規施策を検討する際には、当計画で示された真水相当分の財政調整基金残高を常に意識しており、計画上、発生が予測される一般財源の持ち出しにも十分配慮した上で、想定上の持ち出しとならないよう、事業規模の検討や適切な財源対策等を講じております。

なお、参考までに新年度予算額と中期財政見通しとの比較増減について申し上げます。

現在、中期財政見通しは、昨年5月時点における経済情勢や地方税財政制度などを前提として策定したものであり、その後の事業進捗や制度改正などの影響に加え、計上している金額が通年ベースでの数値となっておりますことから乖離が生じております。

予算総枠については、中期財政見通しでは約190億円と見込んでいたのに対し、新年度当初予算では約134億円となっております約50億円の減となっております。

その主な要因につきましては、新庁舎建設事業について、事業進捗の関係から当初予算への計上を見送ったことから、約19億円の減、今後、申請を予定している復興交付金の基金積立分として約29億円の減となったことによるものであります。

また、財政調整基金については、約13億円の取り崩しと見込んでいたのに対し、約9億円の取り崩しとなっておりますので、ここで約4億円の減額となっております。

その主な要因は、新年度予算に計上していない新庁舎建設事業に係る補助対象外経費分として約4億円が未計上となったことによるものであります。

次に、大綱第3、新年度の行政執行体制及び組織機構についての1点目、新年度の体制はについてですが、現在、最終的な確定までには至っておりませんが、本年2月末段階での新年度に向けた職員勢力は、特別職を含めおおむね285名程度になるのではないかと捉えております。

また、組織についてですが、派遣職員の数的な情報は得ておりますが、職員個々の職務経歴等に関する人事情報というのは、これは各自治体の秘密事項ということもございまして、まだこの段階でその詳細が明らかになっておらないということもございまして、具体の組織編成については調整中でございますので、現段階ではお示しできかねますので御理解願いたいと存じます。

なお、組織編成の考え方としては、極端な年齢分布の偏在性を有している町職員と派遣職員数を勘案した中で、復興のステージの変化に伴う事務量等を見据え、室を中心とした組織の見直しや多様化、高度化する行政ニーズに効率的、かつ柔軟に対応できる組織づくりを念頭に置いて編成してまいりたいと考えております。

次に、2点目の再任用の対応、3点目の定年延長、勤務延長の対応でございますが、そして、4点目の副町長人事の考え方とその対応についてでございますが、いずれも現在、先ほど申したように、検討中でございます。現段階での答弁は差し控えさせていただきますと存じます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の公共施設等総合管理計画についてであります。現在、公共施設等総合整備総合管理計画の策定に取り組んでいるということですが、これは全体はまだできていないということですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。おおむねあらあらの案といいますか、そういったところまでは現在、できているところなんです。まだ詳細の部分、数値の精査ですとか、まだちょっとそのあたりが済んでいないということで、一応3月末をめどに完成させるということで、今、こちら委託業者のほうに委託をして作成しておりますが、そちらと調整しながら今月中での完成を目指しているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、不思議なことが起きたんですが、この内容についても、委託業者に頼んでいるんですか、町の将来を、この公共管理計画、これ重要な計画というふうな受けとめをしているんですが、確認します。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回、総合管理計画で現在やっているのが、先ほど町長からもご答弁申し上げましたが、まず、固定資産台帳をつくるという現状のデータの把握、どの程度、数量としてあって、どの程度の資産価値があるのかということ、それから、それに基づきまして、現状の把握からそれを、例えば大規模改修なり、建てかえなりしたときにどの程度、金額がかかるのか、その金額については、国のほうからそういった費用を計算するソフトといいますか、単価が示されておりまして、それに基づいて金額を出すということになっておりますが、そういった個々の何というんでしょう、施設についてどうするかということではなくて、まず現状の把握と、それに基づいてどの程度、更新費用がかかるかというような大まかな方針、大まかな概要を示すものを現在、つくっているということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。総務省からの通知に基づくものというふうな受けとめをしているんですが、その辺の関係ではどうでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。総務省のほうから平成26年度だったと思いますが、この公共施設等総合管理計画について策定するよにということに依頼文といいますか、そういったものは出ております。それに基づきまして現在、全国各自治体で県も含めつくっているというところでございます、我が町でもそれに基づいて現在、策定中というところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その総務省の指針に基づく、通知指針が示され、それに基づく通知の中での対応というふうな受けとめを今の説明でするわけですが、これの総務省調べなんですが、策定の状況なんですが、15年度で24.6パーセント、26年度末、あつ、16年だね、2016年度末で99.8パーセントというのが示されているんです。

そうすると、山元町は、この0.2パーセントのうちに入っているというふうな受けとめでよろしいのかお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。現在、その策定の状況ということで国のほうで28年、昨年10月1日現在のデータを公表してございます。基本的には、こちらの策定予定ありということで全ての市町村で当然、策定する予定となっております、今現在、宮城県内で昨年10月1日現在で策定済みなところが6市町でございます。石巻市、岩沼市、それから大河原町、松島町、美里町、南三陸町の6つでございますが、それ以外の市町村につきましては、今年度中に基本的な策定すると。

今年度中に策定いたしますと、地方交付税、特別交付税措置が2分の1あるということで、全ての市町村が今年度中に恐らく策定に取り組まれているものと考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、策定している、山元町で策定している中身については、この総務省の指針に基づく内容で進めているというふうな受けとめるわけですが、これまでの説明の中で。一方では、この計画というのは、町の位置づけとしてどの程度の計画なのかということになるわけですが、その辺についてはどう理解すればいいのか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。位置づけと申しますと、計画ということにございまして、まず町の大もとの計画ということでは、総合計画、現在、震災復興計画でございますけれども、その震災復興計画に基づいて町の運営を行う。そのぶら下がりといえますか、その公共施設を今後、町としてどうしていくかということを考えていく際に、その

指針となるものということで、当然、その施設を活用した各事業等々、当然、実施していくということになりますので、そういった面で各事業ですとか、それから町としてインフラ、それからこういった建築物といった建物のストックをどうしていくのかということを考える上で重要な計画、位置づけになるものと考えております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今は何の確認だったかといいますと、これは重要な施策、今、総合計画という表現ありましたが、総合計画に基づく内容になっているという計画については、形成過程という、議会に示し、相談して前に進めるというのが基本条例にうたわれているんですが、これは町長も認められた多分基本条例になるかと思うんですが、その第7条の中での話なんです、その件については一切、議会にそういったお話は初めて聞く方もいるんじゃないかなと思うんですが、私も最近、ようやくわかった話なんです、しかし、中身を見ると、非常に重要な中身になっていて、どういう中身かという、その辺がこれからまだ一つ一つ確認していきたいと思うんですが、地域交流センターの絡みとか、あるいは公民館のどうこうするとか、これは町長がその時々でそんな表現をこの間、してもきているんですが、それから、これに基づくものであるとするならば、当然、この計画は事前に、今策定中で、最後、できていない、これはよかったねということなんだけど、まだ結論になっていないから。それは当然、我々にも示して、そして、一緒に考えていって最高のものをつくるという内容のものかと思うんですが、どのような受けとめなんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回、策定しております公共施設総合管理計画の親計画といえますか、全体計画ということになりますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、現状の把握、どの程度あるのか、金額、どの程度の資産価値なのか。それから国の指針のほうにもありますけれども、それぞれ施設の用途ということで個別の施設ではなくて町民文化系施設ですとか、スポーツ、レクリエーション系施設、学校教育系施設というようなジャンルごとに今回、その現状と、それからそれに基づく費用といえますか、更新費用がどの程度かかるかというのを現在、策定していると。

基本的に個別の施設についてどうこうということまでは、こちらの計画で判断するということは考えておりません。こちらの計画をもとに、今後、施設、個別の施設をどうするかという計画を策定いたしますので、その際に、こちらの本計画に基づいて個別の計画を策定していくことになりますので、その際に、今後、どうしていくのかですとか、そういったことについては、もちろん、議会のご意見を賜りながらその個別計画といえますか、今後については考えていかなければならないというふうに思っております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。非常に大切な重要なことですので。今、総務省が取り組んでいる、進めている指針に基づくといった内容のものになるということであれば、これはいろいろ我々が、あるいは住民が、公共施設ですから住民の生活と密接な関係にあるものなんです。それがどうされるという内容のものであって、総務省が示しているのですよ、指針でね。公民館を統廃合、この言葉どおり、公共施設等の総合管理下、その中に漁協とか壊したり、そして、統合して保育所みたく3つあったものを1つにするとか、ですから、これも多分そういう指針に基づいたものなのかなと、こう考えてしまうわけですが、そういう、そして、そのことによって何が起きるかという、住民サービスの低下とか、それはいろいろ考えありますから、受けとめありますから、という心配を我々はしなくちゃいけないんです。というぐらいの重要な計画が、今言ったのものの中ではそこまで

いかないよというようなお話ししているんでしょうけれども、であるならば、その中身を我々に伝えてもらわないと、不安の中で毎日を過ごさなくてないということになるんです。ということで、この時点ではまだできてないし、示されないということなんで、余りその辺についていろいろあると思う。

しかしながら、総務省の指針に基づいている取り組みであるとするならば、この公民館の問題が出てくるんです。この間、地域交流センターとの絡みの中で、答弁、皆さんしていますけど、公民館の将来の除去、除去というのか、専門用語、よくわからないんで壊すんだ、取り壊すんだということも念頭に入っているというのがこの場で示されていることなんです。

その経緯が、総務省指針というのが14年の1月に示されてその後の話なんですね、交流センターとか保育所の統合とかね、動きがね。何かこの指針に基づいて動いているのかなという勝手なというか、そういう受けとめも生まれてくる。余り話、広げるとあれですから、そこでですね、この中央公民館の存続についてこれまでもこの場で出てきましたが、その辺についての考え方を示していただきたい。廃止するとかという話もこの場でありました。ということも念頭にあるといいますか、その辺については町長、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど課長が申しましたように、まだ個別具体の管理計画の中身でなくて、現状を数とか、ボリュームとか、一定の単価で試算すると、どのくらいのボリュームになるのかとか、現状把握でございますので、個別具体にあそこをどうするかという、そういう段階ではないというふうなところで、前段の部分のお答えはちょっとここでは差し控えさせていただきます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。十分な答えになっていないと思うんですが、心配して懸念しているのは、だから確認しているんですが、もうそういう総務省の指示が14年1月24日に示されている。14年というと、今、17年だから3年前ですね。その後に山元町ではもろもろの動きが具体的に動き始めている、そういう方向でですね。という実もあってその指針に基づいてこの山元町は動いているのかなという懸念があって確認しているんです。

その一つが、公民館の廃止、総務省で示している指針の中身については、その1月の指針の内容なんですが、これらの中身を見てもみると、「長期的な視点を持って更新、総配合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現をすることが必要である」ということでこの策定の意義を強調している。

そうした、またもろもろまだあるんですが、皆さんもそれ、手にして目にしていると思うんで、改めて中身、詳しく説明する必要もないと思いますのでこの辺でとどめておきますが、そして、そのことをもって、今全国の動きの中で14年ですから3年前の話ですよ。全国の動きの中では、地方自治体では既にこうした方向を先取りし、公共施設の統廃合、再配備、配置を財政上の効率性だけから進める事例もある。これは多分悪い例として言っていると思うんだけど、そういう事例もあるというの、全てではないですよ。全ての自治体がこの指針に沿って計画を策定するとなれば、全国で地域住民のコミュニティや利便性が損なわれたり、文化的、歴史的な施設の価値が認められず除去されるおそれがあるという懸念を示しています、この動きが。

そして、現に除去と言ったけど除却ですね、除却が必要な施設がある場合には、活用できる新しい措置ということではあるが、同時に、計画次第では住民自治に基づくまちづくりを阻害するものとなりかねないという懸念をこの指針については持っている、何パーセントになるかわかりませんが、そういう人たちも、その中の一人が私なんです、そういう懸念を持っているということ、そういう中身の指針ですから。

そして、それに基づいて山元町の場合、何か偶然的に保育所の統廃合、統合ですね、それからこの間、もう既にでき上がろうかとしている地域交流センター、とりわけ山下のですね。それに伴って、これはこの間、ここでもいろいろ議論しました。その公民館、どうするんだということ、当面は壊すことはできない。いずれ考えますと、地域交流センターがうまく活動してくれば当然、競合する内容のものでありますから、それはもう共通の理解になっていると思うんですが、そういう構想という中で、いずれ公民館はなくなるのかなという懸念が生まれてきて、ですから、今後、改めてお伺いしますが、町長としては、今ある公民館の存在についてはどのように考えている、この間は廃止ということを方向性も示してきたんですが、改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は管理計画というふうなことなので、今の調査の中身なり、進捗状況なりというふうな範囲でよろしいんじゃないかなというふうな思いでおるわけです。

個別具体的話は、当然、この総論の部分の計画ができれば、先ほど担当課長がジャンル別という言葉で言ったように、それぞれの区分ごとにどうあるべきかというものはいろいろ組み立てをしながら、議会とも相談、報告しながらと、個別の計画をつくっていくというふうなことになるんだろうというふうに思います。

たまたま最近、日刊建設新聞にも村田町さんの同じ動きも載っていましたがけれども、村田町さんでも今年度の事業というふうなことでもまず総論の部分を計画してございますけれども、その記事の中では、今後、4年以内をめどに施設ごとの個別計画を策定していくんだと、そういう中で議員、ご懸念の部分は、あれとこれは観念するからどういうふうに持っていこうかという部分は改めて出てきますよと、建築年数、耐用年数ですね、あるいは維持管理費等々勘案したときに、どうあるべきかと、そういうことでございます。

ですから、そういうことでの今回の管理計画の位置づけだというふうな基本のご理解、お尋ねの部分は、これまでも申してきたとおり、いずれ公民館の耐用年数というふうなものがあるわけでございますので、そういう時期をにらんだときには一定の検討、判断もしていかなるを得ないでしょうと、そういうふうな思いで交流センターなども整備をしてきた経緯があるというふうなことでもございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちなみに今、公民館の耐用年数というふうな表現があったんですが、今の中央公民館の耐用年数はどのくらいなんですか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。一般的に今、中央公民館は40年近くになるかと思います。一般的にはあと15年というふうな答弁した経緯もございまして、また、前教育長に関しては、についてはあと数年というふうなお話もいたした経緯もございまして。大体60年は鉄筋コンクリートづくりですのでつものというふうには判断はしているところでございますが、そういうところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。またまた曖昧な答えが返ってきたわけですが、私がこの場で受

けとめている間は、ここ数年で廃止されるような受けとめもしています。この中でと、このやりとりの中で。

今のお話を聞くと、15年、一般的にという表現ではありますが、逆に言うと、15年はまだ十分使えると。すると、あと数年という表現も出てきています、同じ部署から。その辺は統一された見解になっているのか。そして、そういう統一された共通の認識になっていないと思うんですが、中でのこういう公の場の話で廃止の検討もしているということ、廃止の検討は15年後なのか、今の話だと15年後でいいのか、数年後に廃止しなくちゃいけないのかというふうになると、利用者、町民としては非常に不安になってくるわけですよ。その辺を明確に示していただきたいんですが、この間、そういうことを言っているわけですからね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにこれまでのやりとりの中では、一定の方向性、考え方をお示ししてきているわけでございますけれども、いずれも確たる何年と、何年までというふうなお話を誰もしていないというふうに思います。耐用年数で考慮すれば、今、課長も言ったように、60年程度というのは、あの構造からすると、導き出されるものでございますけれども、ただ、それが現実的に60年もつのかという問題もありますし、あるいは町の置かれた中で当初の施設が複数になっていくといったときの維持管理費とか、利用の実態とか見た場合には、その15年以内であってもどこかで一定の方向性を導き出さざるを得ないというふうな、そういう状況になるんだろうというふうに思います。いずれ、正式な部分については、今後委ねる個別計画を策定する中で、いろんな施設の方向性が見えてくると、そういうご理解をいただければありがたいなと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この中央公民館と地域交流センターができると、つくるという流れの中でこういった議論が展開されているわけで、そういった中で、今言ったような数値も出ている。非常に生涯課長、正直かどうか、おかしいけれども、ここにあった表現をそのまま今、示していただいた、15年くらいかかるという説もあるし、数年という説もある。それがそちらの受けとめ、見方なんです。

そうすると、数年と言われると、やっぱり我々は心配しなくちゃいけない。今まであったものがなくなる。しかも、無料で使えたものが使えなくなるということになるわけなんです。この公民館廃止、そういう方向で、しかもその裏にあるのは、ちょうどこの時系列的にいうと、総務省の指針があって、それを受けた形での動きになっているのかなという懸念を、大きな疑問を持っている。しかし、それについてはまた正確なというか、そういった答弁は返ってこないだろうということ。

しかしながら、公民館の廃止で動いているということでは、この場でのやりとりの中で確認されていることであると。非常に不安を持っているということ伝えて……、次に、地域交流センターの設置についてなんです。この辺をこれもそもそもが防災拠点施設ということから出発して、その後、地域交流と、別な機能も、交流機能もということとそっちの財源措置もありますよということとくっつけてきたわけなんです。そして、示してきたんですが、その時期というのはいつだったのでしょうか。地域交流センターをつくと、防災拠点とあわせた地域交流センターをつくるというふうに町として方針を定めたのはいつごろか。目的外……。計画からつながっているんです。つながった質問なんです。

議長（阿部 均君）今、遠藤さん、あれなんでしょう、公共施設とマネジメント支援システムと

いう部分で取り上げたんですか。（「そういうことです。十分な観念を持って。ですから、公共施設等総合管理計画について聞いているんです。どこに間違いがあるんですか。逆に聞きますよ。町長。ごちゃごちゃ言わないで。どこが違うんですか」の声あり）

答弁の中で、公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでおりますという部分からの公共施設という位置づけでの質問。（「公共施設についていろいろ確認しているんですから」の声あり）その部分について今、きちっと答弁できる部分については回答していただきたいと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。今、私の手元にある資料の中でお答えさせていただきますと、平成24年に都市計画区域の決定というものがありまして、これは告示第95号でなされております。この中に公共的施設ということで防災、交流拠点施設という位置づけがございます。

続きまして、今度、具体的に建物を建てるという意思表示といいますか、行為に関しては、恐らく実施設計というのが非常に身近だろうと。そう捉えたときに、平成26年度の当初予算におきまして実施設計を計上してございます。そういった経緯で今、いるだろうということでございます。以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどもお話ししましたが、地域交流センターの設置についても、この総務省の指針に基づいて進められたものかという確認でした。流れについては、平成24年、その前ですからもうそういった計画はあったということなんですが、あわせて言いますと、やはりこの影響があるのかなといいますのは、相当な規模の、これはもうここでも何回か議論しました。公民館等の比較で、公民館の数倍もする交流機能を持った建物になる。その施設費も、建設費も膨大なものだと、維持管理費も大変なものだというようなことをここで何回か議論した経緯があるかと思います。残念、残念とは言いません、いいものですからね。

そして、その中で、そういう話の中で公民館の存在がどうなるのか、こうなるのだというようなやりとりの中で、今言った廃止の話もこの辺で出てきていたわけです。そういうことで、非常な不安を。そして、これまでのその議論の中での受けとめでは、いずれこっちができれば公民館はなくなるんだろうなというような流れに今、なっているのではなかろうかと。この間のいろいろ積み重ねていきますと、議論の。そして、そういうことで今後、ここの利用条例も提案される、提案さったんだっけか、（「提案されていないでしょう」の声あり）、いずれそういう方向で動くことになるんですが、その際の話の中でも、公民館は無料、交流センターは有料と、これも何回も確認しました。同じ施設でありながら、町民からすればですよ、町民からすれば、同じような施設でありながら、有料のところと無料のところがある。そして、将来的には無料のところが悪される、なくなるというのもこの辺のこの間の議論の中で示されている。となると、非常に不安が残るわけですね。しかしながら、動きはそういう動きの中で動いているわけですが、あと譲ります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お譲りいただきまして、ありがとうございます。

議員、使い勝手の面で不安があるというふうな、それはそれぞれのお立場での受けとめ方ですからそれを否定するものではございませんが、少なくとも佐山室長申し上げましたような過去の流れ、私からも補足的にお話をさせていただきますと、大きな被害をこうむった中での新市街地の整備をしようとしたときに、国土交通省のほうで津波復興拠

点整備事業という新しい新規施策を打ち出してくれたわけですよ。我々は、新しいまちづくりをしようとしたときには、いわゆるポピュラーな面整備でございます区画整理による、これによってやろうかなと思っていたときに、この新しい制度ができて、主要な公共施設等については国の財政支援制度ができるということもございましたので、それを活用しない手はないだろうという基本中の基本といいますか、当たり前認識の中でこの事業の導入に踏み切ったということでございます。

もっと言えば、相当数の皆様が避難所で不自由な生活を余儀なくされたというわけで、学校を一定期間、利用しましたですよ。ああいうふうなことも当然、我々としては念頭に入れているわけだし、いざというときの備蓄、防災拠点ということも念頭に入れているわけですし、手厚い施設整備が可能であれば、将来的にご懸念の不安があるという公民館、これは町の自主財源を投入しないと建てかえ難い代物なんですよ。そんなことも考え合わせたときには、利用形態の工夫はいろいろとあるにしても、少しでも町の負担が少ない形で利用できる、時間利用ができる。私どもとしては先取りをさせてもらったと、そういう考え方でございますので、不安がある、不安があるというふうなことだけがこの場で先行されますと、ちょっと私としても逆な不安がございますので、ひとつその辺の前後関係も改めてご説明をさせていただきました。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。防災拠点施設としての建設ということは、何ら否定するものは何もございません。

ただ、それにしてもあの場所で行ったのかなという疑問は今なお残ります。何回もこの場でも確認しているけど、海で避難受けた人、みんな上さ上がってくるんだから、この前の地震でもみんな上さ上がってくるんだから、途中でとまんない、上というのと、今ある役場の敷地ね。あとは私、大平に住んでいるんですけども、あっちのほうまで来ますから。そして、明通峠の手前のあるんです、駐車スペース、そこにずっと並んでいるという状況なんです。しかしながら、否定はしませんよ、その防災施設の建設については。

町長の言い分も理解します。少ない財政の中でつくと。その際に、残念ながら、交流拠点のところは、何回もここで議論したんだけど、なぜ社会教育施設、できてからそういうのがわかったんだな、社会教育施設と公共施設の違いというのはね。社会教育施設だから公民館は無料で対応できる。交流拠点は公の施設だから金かかる。そんなのできてから聞いている話だからね、はっきり言えば。それは置いておいてね、置いておいねて。

なぜ、社会教育、そういった議論もしながらそれでもだめだったのかとか、そして、この件については、皆さんも認識が違いますよ。あの当時の教育長、地域交流センターは何と言いましたか、知っている人、この場で言ったんですよ。公民館は本館、地域交流センターは分館ですと明確にここで言っているんですよ。その際に、関係者がその時点では、これがいつ社会教育施設が公共の施設になったのか。我々は、同じ施設であるもんだということで、それでも同じ施設ですから、だから、こんなに大きいものがあるのかどうかということを知っているんです。何か不満があるようですが、町長、その辺の事実、確認します。今、公共施設のことについて聞いているんですからね。そのもとになるものです、その最後になるものです。

ちょっと議長、何か文句あるようだから確認してください。私の質疑があれが越えて

いるのかどうか。

議長（阿部 均君）あのですね、今、今回の総括質疑は29年度予算の編成方針、それから21号から26号までの6件に対する総括質疑でございます。余り20何年度といたしますか、29年度でなくて28年とか、27年度にまたがるような質疑は、不適切な質疑になりますので、その辺もきちっと考えながらお願いいたします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私はきちっと考えながら質疑している、そういう立場です。

何回も言いますが、そして、この公共施設等の総合管理計画というのは、たしかこの財政見通しの中でも示していますからね、中期財政見通しの中で。そして、中期、今回の予算編成に当たっては、この中期財政見通しは、町長も何回も言っているでしょう。これを参考にして今回の予算編成に当たっているんだと。そういう前提の中にある私の質疑なんです。どこがどう外れているかというのを私が逆に聞きたい。答えられない、いや、そういうふうに思っていなかったら、この場ではちょっと答えられないんだというんだしたら、それはそれでいいんです。これはあくまでも総括質疑ですから。あとは特別委員会の審査の中に入ってさらに詳しく確認すればいい話なんです。しかしながら、地域交流センターと公民館との関係については、この場でずっとこの間、言っているわけだし、そして、これも立派な公共施設、そして、これが統合されるかされないかという内容の計画ですから。そして、その際に、認識が違うんです。まずは、この辺の見解、町の見解がいつ変わったのか、本館、分館の。これは確認しておく必要があるということなんです。議長、よろしくをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、ここはあくまでもこの計画というのは、今つくっているのは総論ベースの話だし、今後の新年度の中で個別具体的ご指摘の部分も取り扱いいかには、それぞれの施設、ジャンルごと整理していくものでございますので、今、頂戴している質問の範囲からは、ちょっと余りにもそれ過ぎだと私は思いますよ。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問は、公共施設等総合管理計画についてということで、これ新年度予算施策にこれがどう生かされているかということを確認します。そして、その計画に基づく取り組みと現在ある、現在ある公共施設等の今後について明確に、質疑の内容に示していますよ、議長。今後の、現在ある公共施設の今後について明確に質疑の中に示してあります。

議長（阿部 均君）通告書の何ページにこの辺は具体的に示されておるのでしょうか。（「質疑の項目」の声あり）えっ。（「何で議長、ちゃんと読んでくれや、通告、通告」の声あり）通告じゃなくて、質疑でございますので、一般質問と違います。それで、今の予算編成方針並びに21号から26号までの予算書にきちっとお示しされている部分を基本的に総括願いたいんですが……。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

午後4時20分 休憩

午後4時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤議員に申し上げます。予算書に計上になっている部分から取り上げ

て総括質疑をお願いしたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何回も言っていますように、公共施設等管理、そして、総括質疑の通告の中にも明確に示してあります。公共施設の今後についてということで明確に示してあるんで、質問外の、通告外の質問ではないということを改めて強調させていただきたいと思います。

あと、この件についてはまた別な場面でさらに詳しく検討し、的確な中身の、というのは、いずれ別な場面で確認したいと思います。

しかしながら、この質問については、通告外というような対象ではないということで、改めて確認するんですが、この辺はなかなか答えられないということから来るということでしょうから、しかしながら、事実だけを確認しておきます。この間の同じ場面で地域交流センターと公民館の関係については、明確に本館、分館という表現がありました。ということからすると、今後、できる地域交流センターの位置づけがどうなるのか、その辺が曖昧なまま、検討されないまま、この計画は進んできた、この計画というのは地域交流センターのね、ということだけを伝えておきます。この件につきましては、この部分につきましては今後、条例の設置ですね、というのも生まれてくるかと思っています。そういった中で議論させていただきたいと思います。

ということで次に移ります。

2件目については、まさに2017年度当初予算案についてということで、改めて質疑の中身を確認します。私は、2件目の質問については、予算編成に当たっての基本的な考え方、基本的な考え方です。また、当初予算と中期財政見通しの関係について、そして、中期財政見通しというのは、予算編成に当たってどう生かされたのかという質疑の内容でございます。

ということで確認しますが、この中で予算編成の基本的な考え方として、町は各種基金などさまざまな財源を積極的に活用しということを、この予算編成方針の中で強調しています。しからば、そのさまざまな各種基金、さまざまな財源、各種基金の内訳について確認します。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、各種基金につきましてどのような金額で今回充当しているかということのお尋ねかと思っておりますので、ご説明申し上げます。

例えば、今回上げております、減債基金につきましては15億3,000万円、済みません、153万円ですね、失礼しました。153万円です。（「153万」の声あり）はい、はい。今回の当初予算での取り崩し（「そういう意味ね」の声あり）はい、取り崩しということでの金額になります。

じゃ、順に追って申し上げますと、減債基金のほうで153万円、それから奨学基金のほうで276万円、それから長寿社会対策基金のほうで346万円、それからふるさと振興基金ですが、こちら合わせて289万7,000円、このまま申し上げていてよろしいですか。それから、子育て支援基金のほうで955万3,000円、東日本大震災復興基金のほうで、こちらが6億8,443万1,000円、それから東日本大震災復興交付金基金、こちらのほうで30億4,119万円というようなことでの基金充当を行ってございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それに基づく各種事業の内訳は、今言ったのの中にいろいろ入っているの。そのうちの、そのほとんどは目的基金ですよ。だから、当然、それは使

わなくちゃならない基金なんですよ、逆に言うと。

なぜ、各種基金のことが強調されるようになったかという経緯について確認したいんですが、これ平成27年から平成28年、平成27年には今言った目的基金の活用だけが強調される。28年になると、なぜか各種基金の積極活用ということがこの中期財政見通しの中で示されてきた。この辺の考え方の変化について確認します。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。特段、考え方が変化したというか、そういったことではございませんで、これまで目的基金ということでかなり国から復興交付金ですとか、多額のものが増えておりましたので、そういったものが主に使われていたということではございますが、復興事業も大分進捗してきたという中で、一般的な通常事業のほうも徐々に重点的にやんなきゃいけないというところもありまして、そういったところから、例えば子育て支援基金ですとか、それから、ふるさと振興基金のほうですとか、かなり用途も幅広くとっているというところもありますので、そういった基金にも目を向けてそちらの積極的な活用をということで今後、やっていきたいということでの趣旨でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。中期財政見通しの中での話なんですが、27年度、27年のときには今後の対応ということで、その中の一つに既存基金の活用ということで、27年度は財源不足を補填するため、財政調整基金以外の特定目的基金のうち、減債基金や震災復興基金等、活用可能な基金を投入すると。それが28年の改訂版になりますと、財源不足を補填するため、ここ同じですね。財政調整基金以外の特定目的基金のうち、ここまで同じ、減債基金や震災復興基金等、ここまで同じ、そこになぜかふるさと振興基金等活用可能な基金を投入するというふうに変化しているんです。この辺の変わり方について。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。考え方といたしましては、28年のふるさと振興基金のほう、積極的に取り出してというのは、ふるさと納税のほうの納税額というのがかなり浸透してきて延びてきているというところもありまして、そちらのほうも積極的に財源活用していこうという趣旨でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、今度の29年度の予算編成の概要の中のうち、予算編成の基本的な考え方の中で各種基金など、ここでもさまざまな財源を積極的に活用し、問題解決などの施策を重点的に進める。予算化しているということで、先ほど来の予算かかれていたということなんですが、28年度、ふるさと振興基金が強調されて、その年度中にパークゴルフ大会、パークゴルフ大会に何がしかの、ここではまさに具体的な活用したということで、これは事業の執行としては、取り組みとしては評価しなくちゃならないことかと思うんですが、さて、この件に関しても、以前の一般質問の中で確認はしてきているわけですが、このふるさと振興基金の使われ方として妥当な支出項目だったのかということについては、町長は明確にそんなことはないということだったんですが、このパークゴルフ大会、いろいろ見てみますと、全体で、その際にその補助の内容は何かといたら、プレー代とか用具代というような明確な回答をされたわけなんですけど、大会項目要項を見ますと、プレー代とか用具代については参加者が皆出すことになっているんですね。どういう補助目的、その内訳、何に使われたのかというのが非常に見えなくなってくるんですが、15万円の使途、内容というのは、どういう内容になっているのか確認したいと思います。これ、たしか前回、プレー代とか用具代ということで明確にここでご回答というか、答弁なされているんですね、その15万円の内訳と

いうことで。そして、その15万円というのは、最後に調べてくると言って、でも終わってからその15万円という数値もわかったんですが、それで今、さらに確認しているんですが、この補助金は何に使用されたのかというのをちょっと確認したい。プレー代とか用具代ではないんではないのかなという疑問からの確認です。「補助金、使われ方。また、きょう、わがねんでないのがや。そうですよ。」の声あり)

議長（阿部 均君）遠藤議員さん、パークゴルフ場の補助金というのは、29年度予算に計上されているのか、それ確認したいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これも確認します。29年度の示された予算概要の中に、各種基金などのさまざまな財源を積極的に活用しということがうたわれているから、しかしながら、29年度、新年度は何さ使うのかと。そして、その流れ言ったのは、こういう流れの中で使われているけども、そして、今、確認したいのは、各種基金の使われ方がそれぞれ妥当なものなのか、有効なものなのか、あるいはもっと吐き出して使わなくちゃならないものなのかということを確認するための1項目、大前提、前提の話なんです。

議長（阿部 均君）基金のその活用法について、きちっとその辺。どういうこと。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、29年度、示さっているから、ちゃんと正しく使わなくてない、あるいは積極的に使わなくてはならないものだとことを確認する質問なんですけど、実は28年度と同じ内容で使われたパークゴルフ場の使われ方が、大会がちょっと疑問あるから、そして、前回質問したときも確認できなかったからそれで確認して、それを確認した上でさらに有効活用に努力してくださいという話になっていくんですよ。

議長（阿部 均君）28年度の支出予算になるんだよね、あれね。基金から支出したパークゴルフ大会の……。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。29年度もふるさと振興基金の補助金の活用ということで29万入っていますから。

議長（阿部 均君）そのふるさと振興基金のから助成しているパークゴルフ大会等の支出について、町長は適正と思うのかどうか、その辺、そういうふうな確認ですよ。齋藤俊夫君、その辺について答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。このご指摘の基金の関係につきましては、申請がありまして、私をトップにする関係課長等で構成する委員会の中で十分審査をして、補助要項等に照らし合わせて適正だという判断をさせていただいているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その適正な内容を確認しているんです、15万円の。さっきなも言ったように、15万の内容については、前はプレー代とか用具代に使ったと、充てたという明確な、明確な答弁をしているんですよ。これ、前の12月議会の一般質問だったか、9月議会の一般質問だったか、9月ということないだな、しているんですよ。そのときは明確に用具代とか、プレー代、用具代、あのときもこの場でそういう質問のときに答えられなくて、後で調べてきますということで、そして、調べてきた結果、私の質問が終わるときに、質問権がない、そういう中で示された答弁がプレー代、用具代に充てていると。そして、額については15万円というようなことがあったんです。

議長（阿部 均君）基金からの支出が適正か適正でないかという確認でしょう。町長、その辺、適正なのか、適正でないかというか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。あっ、済みません。現在、昨年度の執行状況についてち

よっと手元にございませませんが、おおむねそういったプレー代等々への支出に対する補助だったと記憶しております。

今、ちょっと手元に資料がないので、もし詳細ということでお時間頂戴して調べてまいりますけれども。（「まあ、いい」の声あり）

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。また時間かかってみんなを混乱させるとうまくないから。

そういうふうには明確に答えているんです。だから、そこをそんでほんとはきょうは確認して前に進めたかったんですが、いろいろ、ということで、これは私は非常に疑問の残る使われ方だということ指摘しておいて、これ後で確認してください。

今、もう3年間、今回も29年度の編成方針などで積極的に、非常にいいことなんです、これ。そして、実はしかしながら、さっき言ったのは、全部目的の活用ですから、本来ならば、震災も何も関係なく本来有効活用というのが、これまでも取り組まれてこなければならぬ実は内容の事業なんです。そういう話しすると、また。

私は、ここで使わなくちゃならないのは一般会計の財政調整基金だと。先ほどの質疑の中で現在高70億ですよ。年度末で、前年度末で69億、それから大した利子で現在、そんでも減ってないんだ、またふえているんです。そしてまた今度、ふえるのかなど。こんなに持っていて、これまで子育て支援の、きのうからきょうにかけていろいろありました。いろんなこういう使われ方、それも何千万単位とか、何百万単位とか、そういうレベルのものがなぜかそういった本当に使わなくちゃならないところには使われない。そして、一般財調だけはどんどんふえていく。たった1万2,000、1万どこの、あるいは55億、通常の会計でこのくらい貯金持っているなんてどこにもいません。一般財調です。

そして、なぜ一般財調がふえたかという、これは震災復興の本当におかげなんです。本来つくらなくちゃならなかった道路とか何とかが、復興財源の中でいろいろ対応、先ほどの地域交流センターもしかりですね。これ新たにつくるものだからちょっと100パーセントそうではないんですけれども、本来、この一般財源で使わなくちゃならないものが、一般財源、この財調の基金も含めてですよ。が、この間のもろもろの基盤整備、インフラ等々、本来ならば通常の会計、一般財源でやらなくちゃならない、そういう予定されていた事業が、この復興の関連の事業の中で対応できたということから生まれている基金なんですと私は受けとめています。

とするならば、これを有効活用、震災前、11億、10億、11億の世界ですからね、1万7、8千のときに。それでも、なぜか他自治体から比べれば多かった基金高ではなかったかなという記憶はあるんですが、それが今、もう70億も抱えている。町長が言う、パークゴルフいいですよ。どんどん使って、必要であれば、目的に沿って。そういうのは、なぜか知らないが簡単に決まって、そしてすぐに実施される。非常に暮らし、大変な、これもこの間、いろんな方面から言われていますから細かい説明しませんが、そういう部署には、部分には、分野には有効に使われていない。このことを訴えて、この部分については終わります。ぜひこの部分を有効活用していただきたい。その件については総括質疑ですから、あとこまい部分については細かいところで確認をいたします。

次に、3件目……。

議長（阿部 均君）答弁ですか。（「答弁は要りません」の声あり）いや、町長からの答弁が求めがございませぬので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。財調の残高のご紹介もございましたけれども、やはりその時々によってご都合のいい形でご紹介されると困りますので、確かに財政調整基金という大枠での数字はご紹介いただいた数字になりますけれども、一般答弁、先ほど岩佐議員だったでしょうか、遠藤さんにもお答えしたね。真水相当分というふうな、いわゆるわかりやすくいうと、不純物を除いた部分の、国のほうにお返ししなくちゃいけない部分を除いたやつが幾らあるかという部分でご紹介していただけませんと、ちょっと誤解を招きますので、その辺は70億の町の裁量で自由に使える金額は70億にはなっていませんので、財政課長が一般質問始まってからたしかお答えしてもらってましたな。あの辺の数字、もう一回。（「はい、議長、9番。」の声あり）まず、それを言わせてください。そうでないとちょっと誤解が生じますので。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回地域財政見通しのほう、昨年ローリングかけた部分でも申し上げてご説明させていただいているところですが、年のため、そちらのほう、ご紹介させていただきます。

平成27年度決算におきましては、財調残高69億に対して真水で33億、差し引きの35億が震災特交ということで返還する額と。平成28年度の推計では、財調残高トータルで68億円に対して真水が42億で、29年度、今年度の推計ということで出しているのが財調基金の残高、トータルで昨年度のローリングで、今年度、行ったローリングでの推計値でございますけれども、財調残高、トータル55億に対して真水が32億ということで、差し引きの23億というのが国へ返還しなければならない金額ということとなっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だったら、最初から返さなくてねえ部分は一般財政調整基金に繰り入れてだめなんですよ。どういう規定のされ方しているかわがらないんですけどね、そういう話をすると、またあれだから、それにしても町長、32億ですよ。32億もあるんです、真水相当分。昨日の話からいくと、給食入れて4,000万、半分で2,000万、医療費の免除1,000万できるんですよ。10年も20年もやるという事業でないですから。それから、もろもろ子育て支援策、子育て施策策、いろいろ自慢して、いいんです、これもまたやっているわけだ。

しかし、ほとんどは町独自の支援策でなくて、大体国関係の、国がやっから、県がやっからということでそういった流れの中での支援策、これ否定してんでないがらね、私ね。非常に喜ばしいことで、非常にいいことだと。定住促進については一般財源の中での対応ということで、これはうんと評価しなくちゃならない話なんですけど、しかし、これももっともっと膨らませば、もっともっと、今ももう実績つくっているわけですから、そこに1,000万上乘せしたときにどうなっかとかという使い方、有効活用しなくちゃいけないというのを考えなくちゃいけないんです。32億もあるというのは、多分、ほかの自治体から見たら本当にうらやましがられる額かなという今財政事情です。先ほどは自主財源の、そういう考え方、それも大事にしていかななくちゃいけないですが、今、目の前にあることをどうするか、本当に金なければ、やれやれと言ってもなかなか大変なだけけども、今現在、具体的に32億という金があるなら、これは絶対有効活用しなくちゃいけない。

そして、喜ばれるというか、本当に困っている人をゼロのラインにまで引き上げる。こういう施策が、今求められているんですけど、そして、それは今、やれる条件にある、今現在ね。そして、それは町長の決裁でできることなんですよ、みんな。これは皮肉で

も何でもないですからね。町長、2、3人で決められるんですから、これまでも決めてきているんだから。これ皮肉でも何でもないんだ、ほんと。そのくらい町長は決裁権というのがあるんですから、こういうときにこそ、そういった力を発揮して町民に少しでも喜ばれるだね、あるいは安心を求められるような、そういった町政を進めてほしい、進めるべきだということを求めるわけですが、総括質疑で、これもそういうことはだめなんだなんていうことになると、この場では求めておきだけにします。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。予算執行につきましては、これまでお話ししてきましたとおり、中期財政見通しでもってこれからの財政出動、財政需要を勘案したときに、どの程度の予算規模になって、不足する財源をご案内いただいた財政調整基金のほうからそれを一部充当するという、そこでバランスをとるというふうなことでございますので、中期財政見通しの中での一定の財政出動が予定されているというふうなことでございますので、基本的にはそこをベースにしていかななくちゃないと。

個々の制度の部分での施策の拡充、あるいは新規というふうなもの、これも確かに子育ての問題なり、一般質問でも頂戴した国保の一部免除の絡みとかございますけれども、やはり各施策のすき間なり、不足の分をどう穴埋めしていくかということについては、相当数ある施策とのバランスも考えながらやらざるを得ないというところもございますので、ご提言は真摯に受けとめさせていただきますけれども、そういうふうな財政運営も一方では強いられるというふうなことでございます。

それから、町長がというふうな予算の編成なり、決裁のお話も改めて頂戴したところでございますけれども、こういう仕組みについては、別に私が就任してからの特異な予算編成をやっているわけでもございませんし、山元町がずっとこういうスタイルでやってきたというふうなこともご理解いただかなくちゃいけないし、他の自治体でもそういうふうなやり方は一般的なやり方でございますので、山元町、特殊な形態で、ごく一部で予算編成しているというわけではございませんので、改めてご理解いただきたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。予算全体については、みんなで決めているという、個々の問題についてそういう決裁権といいますか、ということいろいろ物事を決めているということをやっただけであって、この予算編成に当たって自分で決める。あと今の話だったら、しかしながら、この予算全体のこの部分については町長のそういった権限が十分生かせる部署ではないか、部門ではないかということで先ほどの話になったわけです。そういう権限をぜひそういういい方向で使っていただきたいということを申し上げて、次に3件目の新年度の行政執行体制、それから行政組織機構についてということについてお伺いいたします。

この件につきましては、私、今、頭こんがらがっているんですけども、先ほど、330、135、330という数字が出てきて、今、ここで285というはっきりとした数字が出ているんですが、この辺は285を最初から想定してこれが必要な人員だということを受けとめていいんですか。あと、私の回答の中では、おおむね285名程度になるのではないかというはっきりした数字が出て、さっきは135とか、175とか足し

て、そうすると、330なったりとかという話、ちょっと正確には聞いてないんだげんとも、その辺はどのように理解すればいいのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねの分につきましては、先ほど岩佐哲也議員さんのところでお話ししたのは、条例定数を310名をベースにした内訳というふうな説明、お答えでございますが、遠藤議員さんへの1回目のお答えにつきましては、現段階でマンパワーの確保、どのような状況かというふうな視点でお答えをさせていただくと、私含めおおむね約185名体制ぐらいは確保できそうだとということでございますので、それを条例定数から差し引いた部分が数のすき間は一定程度、ございますよということでご理解をいただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その際、ちょっと先ほどの同僚議員の話、正確に理解できない部分、あったんですが、この人件費については、330で予算化しているというふうなことだったんですか、確認します。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。330という数字ではなくて、条例定数の310で計上させていただいているというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、その際の説明の中で、派遣の皆さんの人件費については、復興財源での対応だということだから、多目にとっても後は返せばいいということになるかと思うんですけど、その辺はそれで。

ということで、人件費についていいますと、順番を示さねどおごられるっからな。副町長人事の考え方というところにかかるんですが、先ほどの確認で、3人を今度、4人。その内訳は、副町長2人の予算が計上措置されているということなんですが、そして、それが約1,000万、これは全くの一般財源の中からの対応ということになるかと思うんですが、この辺の対応についていかなるものか。

何を言いたいかというのと、そこで使いもしない、最初から使いもしない予算を1,000万円計上することによって、それが最初から、いずれそれは外す。つながりの中でいずれ戻ってきてどうのこうのという話、そこだけで言えば、その1,000万円措置しなければ、あつから1,000万円措置しているということになるわけだから、それを措置しなければ、計上しなければ、その1,000万というの、ほかに有効に使えるんじゃないかということの疑問での確認なんですが、その辺の対応というのは。これまでもそうしてきたからということの答えになるのかどうかわがねげんとも、その辺の考え方についていかがかということで確認します。

議長（阿部均君）町長、齋藤俊夫君。総務課長が答えるの。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。条例定数いっぱい予算をとらなければ、その部分は有効に使えるんじゃないかというご指摘でございますが、考え方によっては、ご指摘のとおりでございますが、1つは、予算計上上の基本的な取り扱いという中で、財政上の委員報酬等の兼ね合い等も含めて定数で措置をいただいているというのが実態でございますので、その辺のところの整合性を保つということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。予算の責任者、つくる責任者に聞きます、今の件について、同じ質問。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。先ほど総務課長のほうからご回答申し上げましたとおり、例年、この人件費の部分につきましては、定数、条例での定められた定数での予算措置

ということでございますので、私のほうでもそのような趣旨で措置させていただいております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。予算措置した以上は予算措置、予算執行しなくちゃならないということになるんですが、そういうふう考えたときにはどう受けとめればいいのか。条例上、2人だったら2人にしなくちゃいけないんです、先ほども話しありました。それで、予算つけているんですから2人しなくちゃいけないんです。何も条例に2人ってなっていたって、やる気なければ予算は措置する必要、ないんじゃないですか。そういう考え方を財政課長に聞いたんです、責任者。そういう予算の使われ方。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今、議員お尋ねございましたとおり、実際、条例とは別に今現在も副町長1名ということでの執行になっているということで、議員おっしゃるような考え方ということもあろうかと思いますが、今般、私どもで判断させていただいたのは、条例定数どおりの……。〔部外者の方は立ったりしないでください〕の声あり）ということで判断させていただき、そのような措置とさせていただいております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。であるならば、この予算編成執行の基本的な考え方の中にそういうことを示す必要があるかということになるのではないかとということと、これは通常考えれば、予算に掲げたらそれは執行しなくちゃいけないですよ、責任として決めた以上。それを最初から使いもしないものを予算計上するということになるわけですから、今の話だと。そうすると、その1,000万が無駄になってしまうんです。1,000万あれば、これは手前みそ、私のことでないけども、その一部負担の医療費、免除することできるんです、一般財源ですから、これ。そうした予算の立て方というの、おかしいんでないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、両課長お話、説明したとおりの部分、私も先ほどお話ししたとおりでございます、今までの予算編成の基本的な流れを踏襲してきているというようにところがまず基本にあるというふうなことでございます。たまたま特別職の取り扱いということでございますけれども、総務課長、申しましたように、ほかの各種の行政委員等々の考え方についても、同じような形で対応してきていると、それに準じているというふうなところでございます。特別職の年間の報酬と各行政委員の1人当たりの関係というのは、比較にならない部分があるかというふうに思いますけれども、まず基本的な考え方が、そういうふうなことでずっと山元町、長年、踏襲してきたということでございます。一つ一つ精査をすれば、今のようなご指摘もありますので、それも岩佐哲也議員にお答えしたように、ステージに応じてという部分もでございます。

それから、やはり理想は、条例定数、頂戴してはいますけれども、これをもう少し秋とか年内に新年度の組織なり、定数の精査を毎年、予算編成の前にできるのであれば、確認できるのであれば、もっと精査した形の必要人数で条例定数も改正しながら予算化していくと。いわゆる条例定数と現員数が限りなく突合すると、そういうふうなやり方ももう少し復興のステージが落ち着いてくれば、可能性は高ってくるのかなというふうな気はいたします。いずれ、今後の一つの検討課題というふうなことで受けとめさせていただきたいというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。条例定数については、大きな疑問はないんですが、やっぱり副町長人事の考え方ですね。最初の答弁の中で明確な答弁がなかったわけですが、今、いろいろこういう時期なんですよ、副町長の。そういう中で3から4になった。それだけ

でみんな、何している、騒いでいると表現、おかしいんだけども、しかしながら、その根拠を確認すると、そのうち、ずっと副町長の2人というのが入っていたんだと。それを見抜けなかった私たちにも問題があるんでしょうが、しかしという中で、今でも、今、明快な答弁がない中で、今度は一気に2人の副町長を考えているのかどうか、町民からすれば素朴な疑問というんでないな、こういうのは。何というんでしょうか、そういう思いが生まれてくることも含めて、鋭意検討中というお答えでしたが、その辺の動きというのは、この時点でまだ誰それというふうなことは求めませんが、例えばこれまでだと、そこにいらっしゃる県庁から派遣されてきた副町長がいるわけですが、今年度はどうなのかといったようなことも、町民からすれば、大いに関心のあることです。関心というか、悪い意味でのないですよ、悪いもいいも、否定的なということではなくて、さらに山元町、今回先ほど来、きのうから問題になっているプロパー、2年後とかどういった体制とかという懸念、心配持っている中で、ああ、これを2人にして、そして体制を固めて引き継ぐとか、派遣職員からプロパーへの引き継ぎをそこでそういう太いパイプとか、何つうんだな、固めて、周りを固めて、そして、スムーズに移行するという考えのもとに2人にしようとしているのかなと、あるいは県庁から派遣され、1人派遣してもらって、そしてあと、プロパーで1人やって2人がっちりスクラムを組んで、そしてこの困難を乗り切っていくのか、そういう体制にするのかなという関心とか、そういういっぱい関心、あるんですよ。

その辺を、そして、この副町長人事については、我々も関心あるとか、我々は関心という以上にあれなんです、我々、決めなくちゃいけないわけですから、そうすると、そういった傾向というのは、早目に我々に知らせていただく。そして、我々も真剣に考えて、真剣に同じ土俵で考えて、そして、よりよいものにしていく、副町長人事についてもというふうに考えたときに、いまだどうすっかわがんねんだというような状況では、うんと我々も判断に困るんです。わっと出されて、さあ、どうすっぺ。プロパーだったらある程度、わかっている範囲だったらいいけんとも、県庁から派遣されて県庁を信じるしかないという、これは信じなくてだめなんだべけんとか、いろいろ我々も苦勞する部分があるんですよ。その辺の動きについてしゃべれるところまでしゃべっていただきたいと思うんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には、1回目の答弁でお答えしたとおりにございしますが、少なくともこの予算書の特別職の数、人数が台帳上教育長制度に移行した前後の中で数字が変わったという部分で、今ご指摘いただいたようなところが出てきているんだろうというふうに思いますので、事実はそのような台帳上教育長制度に移行した中での特別職の数の変化だということで、まずはご理解をいただきたいというふうに思いますし、やはり復興ステージがは、これはまだまだ右肩上がりの予算規模、マンパワーもふえるしという状況であれば、この2人制の活用ということでいろいろとご相談させていただきますけども、少なくともそういう状況にはないだろうというふうに思っておりますので、やはりそこは常識的な対応をしてまいりたいなというふうには思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。副町長人事については、それ以上、多分難しい対応になるのかなということで戻ります。

再任用の対応について。再任用の対応についても明快な答え、なかったんですが、別に私、再任用の対応については否定していません。これは当然、積極的に進めるべきだ

と。

中で確認したかったのは、というのは、これまでもそういった話ししていますのでその辺は十分わかった上での回答なのかなとも思いますが、管理職としての対応というのはあるのかな、管理職、具体的には今だったら坂元支所長とかというのは、としての対応というのは考えているんですかと。

あとは、これはもう皆さんを救う制度、国で示した制度のもとにある制度ですから、これは何ら再任用に対しての否定するものは私は何もないという立場から、しかしながら、管理職での対応というのはいかがなものかというふうなことでの確認なんですけど、今年度は、どういう対応を図ろうとしているのか。

議長（阿部 均君）これ、町長の答弁ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には再任用制度を当然、継続させていただかなくちゃないと。町の置かれた状況からすれば、100人近い町外の皆さん、全国の皆さんにお越しいただいている中で、やはり町の自助努力というふうなところも含めて再任用制度、あるいは任期付の関係等々含めて今、活用できる制度を限りなく活用していかなくちゃならないと、そういうふうな思いでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今、ぼけっとしたんだけど、管理職としての対応はとらない、とる、そこだけの話なんですけど。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。さらに補足的にお話をすれば、今、残念ながら体制、どういう組織、どういう配置というふうなことを近々中に決めないと内示も出せない、そういうタイミングになってございますので近々中に確定したいという段階でございますので、まだこの場でいろいろと色々な動きも想定しながら最終決断をせざるを得ませんので、ここで明確なお答えはできませんけれども、これまで用意してきた内容に大きな変化はあり得ないのかなというふうなことでございます。なるだけ早く決めて内示を急ぎたいなというふうに思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、誰それというところまで確認していませんからね。管理職としての採用はあるのかという質問なのよ。ただ、今のまだ決まってねって、これ町の考えだから、採用しますというんだら採用するということの行動だと思うし、採用しねんだっつうだったら採用しない中での再任用だけをしてね、ということだと思うんだけど。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のような可能性も含めて考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、ということになれば、それはやっぱりきのうも話しあったんですが、まだまだ人材育てるといこともありますし、それを周りの人に支援してもらって、まさにそれを派遣職員の方々に支援してもらって大きくさせてもらうという方式をとるべきだと。そんでないとなつながらできない。わっといなくなったら、2年程度と言いますから2年、ポコッと80人、90人いねぐなったとき、どうなんのかという懸念は皆さん、多く持っています、持っていると思います。それをつなぐ意味でも、これはやっぱりプロパーで、いろいろあると思います。町長の立場、こんでどうだ、ああだとかとうんと悩むところもあつかもわがならないけど、それを乗り越えて皆さんを信じて、きのうもあったけど、支援の皆さんにも協力していただいて、そういう立場でおれは臨む必要がある。それはもうこれは多分今の答えから変わんないと思うから、これは絶対そうするべきだという。

次の定年延長、勤務延長についての対応についても同じ質問になるわけですが、新年度も採用する考えがあるのかどうか、改めて伺います。これは、誰それとか、彼それとか、どこの部署とかということではなくて、そういう制度、制度って我々は制度にはないものという受けとめなんです、まずはそれを受けて……。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども答えさせていただきましたように、今年度同様の考え方で基本的には関与せざるを得ないというのが基本的な考え方でございますので、その中で具体の判断を近々中にも決めていかなくちゃならないというふうに思っています。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。多分、多分といいますか、今の話からすると、採用するということが十分考えていると。であるならば、採用するならば、これは改めて地方自治法、今でもまだその疑問が消えていないからなおのこと、これはやるんだったらやる。今まで皆さん、進めていたのは、それは正法だと、適法だと、十分に違法ではないという立場で取り組んでこられたんですからそれはそれでいい。我々はそう思って、我々って全部でないけれども、私たち数人か。でも、という疑問が残る。

そして、さらにそれを言うと、地方自治法上、これは明確にその対象にはならない、明確に逐条解説でもう何回もここで言っていますから、詳しくそこまで説明要らないと思いますが、示されている事例なんですよ。

しかしながら、皆さん方は、それは違法ではない。ちゃんと区市町村課に確認している。これもほんとにちゃんと今の森友学園とか、そういう問題と絡み合わせていろいろやったら、どんいう事実が生まれてくっかという疑問、まだ生まれているんですけど、今、ここでそこまでは確認したくないですから、いろいろ傷つく人もいっかもわがましいし、ということで、その件についてはまだ何人かは認められない事例であるというふうに受けとめているんですよ。そういうのも払拭する上でも自信、自信と言うとおかしいけど、前は認めてもらったんだから、認めてもらったとするならば、今回も認めてもらえるはずなんだから、これはぜひ確認した上で取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。うんと難しい問題、言っているわけでねえがらね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。以前にもお答えさせていただきましたように、確認の後先の問題はあったかもしれませんが、何ら法的に問題はないと自信持っております。

いいじゃないです。何の問題ございませんので、もし同じ形態をとるならば、私は自信を持って踏襲をさせていただきたいというふうに思いますし、遠藤議員の逐条解説の事例というのは、それはどこまでこの事態を想定してのケースなのかというふうな部分は、そこはございますので、「（そういう話だとまたもとに戻るよ）」の声あり）戻る戻らないでない。やっぱり法律というのほどここまでその時点で想定できるかというのが、これはほかの法律でも同じですから、基本的には、こういう事態の中での解釈としては、国・県に確認している中で問題ないということでございますので、ご理解をいただければありがたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。せっかくつうか、逐条解説としては違法なんです、明確に。だから、確認するということが確認したけども、しかし、その確認の仕方も、本当に認められた結果なんですかと。だから、いいんです。過ぎてしまったことだから。だから、今回も自信があるんだら、ぜひ県の市町村課と総務省の自治何とか局ですか、確認してから採用してください。そういうことでよろしいですか、自信あるんですから。いいですよ。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。この件については、これまでもお話しさせていただきましたように、県を通じて確認をさせてもらっていますので、私は自信を持ってやらせていただきます、もしやるとすれば。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今、明確に答弁なさいました。今回もですからね、今回も確認してから取り組んでほしいということを行っているんですからね。だから、自信持っているんですから何回確認したっていいんだから。（「確認すればそれでいい」の声あり）ああ、だめです、だめです。違う、違う。それは違います。まだ疑問を持っている人たちがいるんだから、議会の中でもね。（「確認したんだ」の声あり）そういうことでいいんですか、執行者がそういうことでいいんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。一度確認していますので、はい、自信を持って私はやらせていただきます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。副町長、名前を示してください、いいと言った人、確認した人、部署と班長名と。

議 長（阿部 均君）総括質疑でございますので、その人物を特定するような質疑は不適當な質疑になりますので、人物は特定するような質疑は認められませんので。（「そういう話もあと。まあいいです」の声あり）

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺については、特別委員会の審査会の中で十分に明確にさせていただきます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。どういう考え方、明確に示されていることを頭から否定する。そういう人が町政を担うということについては、甚だ不安を感じます。ということで終わります。

議 長（阿部 均君）遠藤龍之君の質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 21 号から議案第 26 号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 21 号から議案第 26 号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

議 長（阿部 均君）予算審査特別委員会の方々は、直ちに第 1、第 2 委員室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午後 5 時 30 分 休 憩

午後 5 時 45 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に岩佐孝子君、副委員長に遠藤龍之君がそれぞれ選任されました。

以上で、報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任することに決定しました。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第26号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月22日午後5時までに審査が終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議長（阿部 均君）予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第26号までについては、3月22日午後5時までに審査が終了するよう期限を付けることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。次の会議は3月24日開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時48分 散 会
